# 平成23年度

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業 -住宅に係るもの-

公募要領

平成23年5月



# 補助金を申込み又は受給される皆様へ

SIIの補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその 適正な執行が強く求められており、当然ながら、SIIとしましても、補助金に係る不正行為に対 しては厳正に対処しております。

従って、SIIの補助金に対し申込みをされる方、その後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申込み又は受給を行っていただきますようお願いします。

- 1. 補助金の申込者がSIIに提出する書類には、<u>如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行</u> わないで下さい。
- 2. SIIからの補助金の<u>予約者決定通知前において、補助対象として申込んだ設備等についての売買</u> 等の契約を済ませたり、発注等をした場合は、補助金を受給できません。
- 3. SIIの予約者決定通知後の予約者の辞退・取り下げがある場合は、次回以降の申請について、お 断りすることや審査時に減点することがあります。
- 4. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間内に処分 (補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをい う)しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。な お、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 5. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 6. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくことになります。併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
- 7. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

# 目 次

	概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・!
1 - 1	背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・!
1 - 2	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 - 3	事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・!
(1)	補助対象事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・!
(2)	補助対象事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3)	申込みの条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4)	補助対象費用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5)	補助率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(6)	事業期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 予算•	
3. 事業の	スキーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(
	法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(
4 - 1	事業の公募について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4 - 2	事業の申込みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(1)	補助対象費用の算定等・・・・・・・・・・・・・・・・・10
(2)	他の補助事業等との調整・・・・・・・・・・・・・・・・・10
(3)	申込みの受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
4 - 3	予約者の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・10
(1)	審査方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
(2)	審査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(3)	予約者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4 - 4	補助事業の開始について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4 - 5	補助事業の完了について・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4 - 6	交付の決定及び額の確定について・・・・・・・・・・・・・12
4 - 7	事業成果の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
4 - 8	利用状況の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・12
(1)	補助事業開始前(申込時)・・・・・・・・・・・・・・・・・12
(2)	補助事業終了時(補助金交付申請書(兼工事完了報告書)提出時)・・・・・12
(3)	補助事業終了後(定期報告)・・・・・・・・・・・・・・・・12
4 - 9	取得財産の管理等について・・・・・・・・・・・・・・・・13
4 - 1 0	) 個人情報の利用目的・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	ケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
6. 公募期	間及び申込書類提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
6 - 1	公募期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
6 - 2	申込書類の作成方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
6 - 3	資料の提出先及び問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・16
	類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
	・手続代行者等への留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・18

9		高効率	エネ	ルギ	ニーシ	ノス	テ、	ム		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
	9	- 1	モテ	・ル区	5分・	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
	9	<b>-</b> 2	定型	リシス	ステム	٠,	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
	9	<b>-</b> 3	新規	シフ	ステム	٠,	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
		(1)	新規	シス	ステム	(D)	事	前柞	目診	<b>そ</b> に	つ	い、	7		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
		(2)	新規	見シン	ステュ	ムで	· 0	申	込	みし	に~	つし	17	·	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
		(3)	シス	、テム	審查	Ē •	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
		(4)	新規	見シン	ステム	ムで	· 0	申	込	みし	に関	関う	トる	留	7 意	す	邛	<b>(</b>			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
		(5)	予約	J者決	や定し	た	新	規ミ	ンフ	、テ	ム	のく	公員	月•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
	9	- 4	平成	t 2 3	3年度	ま定	型	シ	スラ	テノ	、概	要	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
1	0	. エネ	ルキ	二言	∤算に	[つ	١,	て			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	53
	1	0 - 1	新	f築、	増築	医及	び	改	築 (	り場	易合	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	53
		(1)	標準	≦消費	- 東エオ	ネル	ギ	_	量(	こ~	つし	ヽて	-	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	53
		(2)	用迫	きごと	このコ	ニネ	ルル	ギ	<b>-</b>	钊海	或量	t o	計	算		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	53
		(3)	住宅	三全位	本のコ	ニネ	ルル	ギ	<b>-</b>	钊源	戓琌	\$ O	計	算		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	58
	1	0 - 2	悶	E築σ	り場合	, ·	•	•				•	•	•	•	•		•		•		•	•	•	•			•	•	•	•	59
		(1)	<b>一</b> 涉	て消費	貴エジ	ネル	ギ	_	量:	実績	責値	重に	·	· [ \	て		•						•		•	•	•	•	•			59
		(2)	<b>一</b> 涉	て消費	貴エジ	ネル	ギ	_	量(	の月	用适	全別	]害[	合	に	つ	٧١	て					•		•	•	•	•	•			60
		(3)	用追	産ごと	とのコ	ェネ	シル	ギ	— j	判》	咸量	上の	計	·算		•	•						•		•	•		•	•			60
		(4)	改值	多する	る部ク	分に	於	け	る:	全位	本の	フュ	ニネ	ルル	ギ	_	削	減	率	(D)	計	· 算	Ĺ		•	•	•	•		•		64
1	1	. 既築	住宅	三の圏	斤熱改	女修	に	ょ	る 2	芒訓	周工	ネ	ル	ギ・	_ ;	み	な	ιi	削	减	率	表			•	•	•	•	•	•	•	65
1	2	. 省工	ネナ	- ビシ	ノスラ	- <i>A</i>	•	•				•	•							•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	67
1	3	. 高郊	力率約	含湯 岩	器の:	エネ	さル	ノギ	<u>:</u>	使	用』	量(	ひ耳	文得	ļ.	才	麦力	うじ	こ~	こし	, \ `	7										67
		. 追加																														
	1	4 - 1	電	<b>建球</b> 开	彡LF	ΕD	ラ	ン	プロ	り性	生能	基	準																•			68
		4 - 2																														
		(1)																														
		(2)																														
	1	4 - 3	-																													
1		· . 住宅																														

#### 1. 事業の概要

#### 1-1 背景

現在、わが国のエネルギー消費量の約3割を占める民生部門(家庭、業務)のエネルギー消費は、 産業部門と比較して高い伸びを示しており、民生部門における抜本的な省エネルギー対策の推進が喫 緊の課題となっています。

#### 1-2 目的

本事業では、2030年の住宅のネット・ゼロ・エネルギー化を目指すべく、その施策の1つとして、住宅に省エネルギー性の高い高効率エネルギーシステムを導入し、その省エネルギー効果、費用対効果等の情報を取得、分析しそれを公表することにより、住宅に対する省エネルギー意識を高揚させるとともに、住宅における省エネルギーを抜本的に進めることを目的とします。

さらに、東日本大震災により生じている電力供給不足の緊急節電対応事業として、電力削減効果が 大きく、平成23年8月末までに工事完了が可能な事業に対し先行予約者決定(以下、「先行予約者 決定という。」)を行います。

#### 1-3 事業内容

#### (1) 補助対象事業

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が指定する高効率エネルギーシステム(以下、「当該システム」という。(注1))を住宅に導入する場合に、その費用の一部を補助します。また、本年度は、追加的節電対策を行う場合、その費用の一部の補助も行います。ただし以下の交付要件を満たす場合に限ります。

- ① 当該システムを住宅に導入すること。(注2)
- ② 当該システム導入の省エネルギー効果が明確で、確実であること。
- ③ 機器及び断熱材等と、それらを組み合わせたシステムの**導入コストが適正かつ明確である** こと。
- ④ 住宅用「省エネナビ」システムを導入すること。(断熱改修のみの場合は必須としない。) (注3)
- ⑤ **当該システム導入後、3年間継続して省エネルギーに関する報告(エネルギー使用量及びエネルギー使用状況の報告等)ができること。**(注4)また、SIIが行うアンケート調査、現地調査、省エネルギー効果検証の為の計測、取材等に協力ができること。
- ⑥ 当該システムの導入により、新築、増築及び改築(建築確認申請が必要なもの)の住宅の 一次消費エネルギー量を標準消費エネルギー量(53ページ表5)に比べ25%程度削減で きること。(20%未満は採択しない)ただし、エネルギーの使用の合理化に関する法律 に基づき、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所 有者の判断の基準」(平成18年 経済産業省・国土交通省告示第3号)(以下、「次世 代省エネルギー基準」という。)の性能を満たすものであること。(注5)

また、上記に加えて追加的節電対策を申込む場合、SIIが指定する節電対策を行い、消費電力を10%以上削減できること。

⑦ 当該システムの導入により、既築(建築確認申請が不必要なもの)の住宅の改修する部分に於ける1年間の一次消費エネルギー量の実績を25%程度削減できること。(20%未)

#### 満は採択しない)

また、上記に加えて追加的節電対策を申込む場合、SIIが指定する節電対策を行い、消費電力を10%以上削減できること。

- ⑧ 新築については、「住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)」に基づく「建設住宅性能評価」を申請し、「温熱環境に関する評価」の「省エネルギー対策等級」において「等級4」を取得すること。
- ⑨ 既築に於いて、断熱改修(注6)を含むシステムを導入する場合は、断熱改修面積(注7) が住宅の延床面積の1/2以上であり、かつ空調する居室を全て改修すること。
- ⑩ 既築に於いて、断熱改修を含まないシステムを導入する場合は、<u>空調設備を改修する居室</u> の合計床面積が、住宅の延床面積の1/3以上であること。(注8)
- ① <u>直近の1年間のエネルギーの月別使用量</u>(電気、ガス等。太陽光発電を設置している場合 は電気の売電量・発電量)について報告ができること。(注9)
- ② 工事完了の日から30日以内又は平成24年1月末日(既築の場合は平成23年11月末日)のいずれか早い日までに、補助金交付申請書(兼工事完了報告書)を必ず提出できること。先行予約者決定を希望する場合は、平成23年9月15日までに、補助金交付申請書(兼工事完了報告書)必ず提出できること。なお、工事完了の日とは、当該システム工事の完了した日又は当該システム工事代金の支払いが完了した日のいずれか遅い日をいう。
  - (注1)「高効率エネルギーシステム(定型)」(以下、「定型システム」(※)という。) および、SIIが当公募の審査において認める定型システム以外のシステム(以下、「新規システム」(※)という。)をいう。
    - ※ 定型システムについては21~22ページ及び28~52ページ参照のこと
    - ※ 新規システムについては23~27ページ参照のこと

申込者は必ず上記いずれかのシステムで申込みを行うこと。**なお、新規システム** で申込む場合は、平成23年5月30日~6月10日の間に必ず事前相談を行う こと。

- ※ 事前相談及び申込みの方法や提出書類等の詳細は23~27ページ参照のこと
- (注2)システム毎に定める条件(システム構成、性能・効率、改修範囲等)を全て満た した上で導入すること。
- (注3) 電力使用量、又はガス使用量及び省エネ目標使用量を金額に換算して表示する機器システムで財団法人省エネルギーセンターに登録されているものをいう。
- (注4) 平成24年4月~平成27年3月までの3年間分について、1年分ごとに計3回 提出するもの。定期報告書の内容については別紙「様式及び作成要領」を参照の こと。
  - なお、太陽光発電を別途設置している(もしくは設置する)場合は、電気の売電量及び発電量の報告も必要となる。
- (注5) 新築、増築及び改築の住宅に断熱材 (ノンフロン材に限る)等を当該システム構成の一部として補助対象とする場合 (以下、「断熱強化」という。)は、次世代省エネルギー基準仕様における住宅の熱損失係数の基準より20%以上強化されていること。(次の<表1>の基準値以下であること。)以下、この仕様を「断

熱強化仕様」という。

<表1 断熱強化仕様に求められる熱損失係数の基準値>

地域区分	I	П	Ш	IV	V	VI
熱損失係数						
の基準値	1.3	1.5	1.9	2.	2	3.0
$(W/m^2 \cdot K)$						

(注6) 本事業における断熱改修とは以下のことを言う。

#### <組み合わせ>

原則として下記①~③のいずれか。

- ① 【窓ガラス】+【窓サッシ】※空調設備、給湯設備等と組み合わせる場合は【窓ガラス】のみでも可。
- ② 【窓ガラス】(【窓サッシ】・【ドア】を組み合わせても良い)+ {【外壁又は壁】、【床】、【天井又は屋根】の3部位のうち2部位以上} の合計3部位以上
- ③ 【窓ガラス】+【窓サッシ】+【外壁又は壁】+【床】+【天井又は屋根】 +【ドア】の6部位全て

#### <性能>

- ・【窓ガラス】:「窓の断熱性能表示制度」における「4 riangle (熱貫流率: 2.33W/ $m^2$ ・K以下)」、または次世代省エネルギー基準を満たす低放射複層ガラス(Low-Eガラス)に改修すること。
- ・【窓サッシ】:「窓の断熱性能表示制度」における「4☆(木製サッシ、プラスチック製サッシ、木(又はプラスチック)と金属との複合製サッシ)」に改修すること。
- ・【外壁又は壁】、【床】、【天井又は屋根】、【ドア】: 断熱レベルを次世代 省エネルギー基準仕様以上に改修すること。ただし断熱材はノンフロン材に限 る。

#### (注7) 断熱改修面積とは

家全体の断熱改修を行う場合:家全体の床面積 階層(フロア)全体の断熱改修を行う場合:階層全体の床面積 部分的な断熱改修を行う場合:断熱改修を行う「居室」の合計床面積

- ※「居室」とは建築基準法第2条第四号に規定する居住のために継続的に使用する 室をいうものであり、具体的には居間(L)、食事室(D)、LD、DK、LDK、寝室、 応接室、書斎その他これに類するものをいう。
- (注8) 居室の定義は(注7) に同じ。
- (注9)全ての申請(新築・増築及び改築、既築)について必要。新築・増築及び改築については、申込時点で居住している住宅の直近の1年間のエネルギーの月別使用量。(「4-8 利用状況の報告について」(12~13ページ)も参照のこと。)

#### (2) 補助対象事業者

当該システムを新築、増築又は改築の住宅に導入する際の住宅の建築主、もしくは当該システムを既築の住宅に導入する際の住宅の所有者をいいます。(以下「補助事業者」という。)ただし、当該住宅が下記①~④の条件を満たす場合に限ります。

(注) ここでいう住宅とは人の居住の用に供する家屋です。

- ① 補助事業者が常時居住する住宅であること。
- ② 専用住宅であること。(店舗と居住部分が同一住宅の場合、エネルギー(電気・ガス等)を分けて管理できていること。)
- ③ 建売住宅は対象外。
- ④ 賃貸用の住宅は対象外。(賃貸用の集合住宅は建築物の扱い)

#### (3) 申込みの条件

CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型ガス給湯器、ガスエンジン給湯器及び潜熱回収型 石油(灯油)給湯器(以下「高効率給湯器」という。)に係る補助事業を行う補助事業者は、 下記 ①・② の事業のいずれかに参加する意思を表明すること。

- ① 国が運営委託する国内クレジット制度に基づく排出削減事業(グリーン・リンケージ倶楽部 (高効率給湯器))
- ② 上記以外の国内クレジット制度に基づく排出削減事業 (地方公共団体又は民間団体等が運営・管理するもの等) 又はオフセット・クレジット (J-VER)制度に基づく排出削減・吸収プロジェクト
- ※高効率給湯器を導入しない補助事業者は、この条件と関係なく補助金の交付を受けることができます。
- ※排出削減事業への参加には、高効率給湯器のエネルギー使用量の取得・表示等ができることが 必要となります。詳細は67ページを参照のこと。

#### (4)補助対象費用

以下の区分ごとに費用を算出します。(注)

- ・設備費:補助事業の実施に必要な機械装置・建築材料等の購入費用(一部補助対象外となる場合あり)
- ・工事費:上記機械装置・建築材料等の取付費用(一部補助対象外となる場合あり) ※設備設置と一体不可分の工事に限る。
- ・計測装置費(省エネナビ):補助事業の実施に必要な計測装置の購入、据付等に要する費用 (一部補助対象外となる場合あり)

※補助の対象となるのは、1申込みにつき1台。

- ・諸経費、設計費、送料、運搬費、交通費、廃材処理費、既存設備の撤去費、管理費、エネル ギー供給事業者等への申請費は補助対象外
- (注) 当該システムを構成する機器、断熱材等それぞれの補助対象範囲については、別紙「様式及び作成要領」を参照のこと。

#### (5) 補助率

1/3以内

#### (6) 事業期間

単年度事業とします。 (遅延は認められません。)

新築:予約者決定(平成23年8月上旬予定)~平成24年1月末日

既築:予約者決定(平成23年8月上旬予定)~平成23年11月末日

なお、先行予約者決定を希望する場合、事業期間は予約者決定(平成23年7月上旬予定)~ 平成23年9月15日となります。

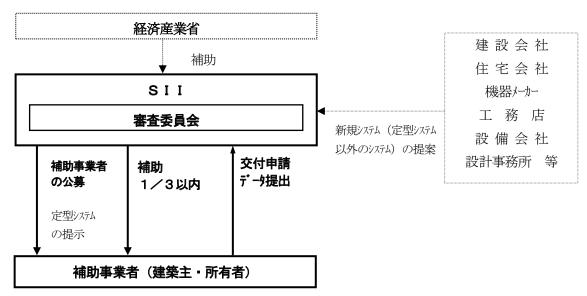
## 2. 予算

補助金名: 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援

事業)

公募予算額 (住宅に係るもの): 約25億円程度(多少の変動があり得ます。)

## 3. 事業のスキーム



#### 4. 実施方法

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(住宅に係るもの)交付規程(以下、「交付規程」という。)によるもののほか、以下によるものとします。

#### 4-1 事業の公募について

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し一般公募を行い、必要に応じて説明を行います。 SIIは、SIIのホームページ(http://sii.or.jp/)に公募記事を掲載します。

#### 4-2 事業の申込みについて

申込者は、別紙「様式及び作成要領」に従って提出に必要な書類(17ページ参照)を作成し、1部をSIIに郵送してください。また、申込みにあたっては以下の点に留意してください。

#### (1) 補助対象費用の算定等

当該システム導入に係る費用(設備費、工事費等)は、補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの**市場流通価格等を参考に**算定してください。

また、消費税及び地方消費税は外税方式とし、消費税等も含めた費用総額を補助対象費用の総額とします。

申込者本人又は本人と利害を一にする者が、当該システムの機器類の調達及び工事等に係わる 場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象費用としてください。

## (2) 他の補助事業等との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。)の対象費用を含めないでください。国からの他の補助事業に申請している、または申請する予定の場合は、後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

国からの他の補助金を重複受給をした場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくことになりますのでご留意ください。

#### (3) 申込みの受付

SIIから申込者に受け取った旨の連絡は致しません。(到着確認を行いたい場合は、書留で郵送ください。※メール便や宅配便は不可)また、申込みの受付にあたっては、以下の点についてあらかじめご了承ください。

- ① 到着確認の問い合わせについては応じられません。
- ② **受理した申込書等は返却しません。**(内容について確認する場合があるため、申込書類一式の写し(コピー)を必ず保管ください。)
- ③ 書類の差し替えについては応じられません。(SIIが求める場合を除く。)
- ④ 申込書類の記述内容に虚偽が認められた場合は、申込みを受理しません。
- ⑤ 申込書類が、公募要領に従っていない場合や重度の不備がある場合は、申込みを原則受理 しません。
- ⑥ 「提出書類チェックリスト」(定型様式 7)(別紙「様式及び作成要領」参照)が未提出、 もしくはその内容にチェック漏れがある場合は、他の申込書類の内容如何に関わらず、申 込みを受理しません。

#### 4-3 予約者の決定について

#### (1)審査方針

応募のあった補助事業申込みに対し、補助金交付要件を満たしているものについて以下の項目 の評価を行います。

#### ① エネルギー消費効率(省エネ率)

住宅に高効率エネルギーシステムを導入した場合の省エネルギー率により評価を行います。

なお、本年度においては審査過程で節電効果についても評価を行います。

#### ② 普及性(費用対効果)

補助対象費用をエネルギー削減量で除した数値(費用対効果)により評価を行います。 300円(消費税込み)/MJ以上のものは採択しません。

#### ③ モデル性

新築・増改築は住宅の断熱性能、既築は空調改修範囲又は断熱改修部位数により評価を行います。

④ **先進性**(新規システムのみ) 先進的な組み合わせ・工夫がこらされているかにより、必要に応じ加点を行います。

#### (2)審査方法

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会等に諮り、(1)の評価項目に従って審査を実施します。

#### (3) 予約者の決定

補助金交付要件を満たした事業申請の総額が公募予算額を超えた場合には、補助率の調整、評価による採択、抽選のいずれか、もしくはこれらの組み合わせにより、予算枠内にて予約者を選定します。(その際、採択地域に偏りが出ないよう調整する場合があります。)

なお、予約者の決定とは、補助事業申込書を受付けた後、その内容が適正であると認められる 者に対し受理した旨を通知するもので、補助金交付及び金額を決定するものではありません。

- ※ 先行予約者決定については、先行予約者決定を希望し平成23年6月15日までに申込みの あったもので、節電効果が高いと認められた事業に限り、先行予約者決定を行い、平成23 年7月上旬に採択の通知を行う予定です。先行予約者決定から漏れた事業は、採択、不採択 に関わらず、通常の申込みと同様に平成23年8月上旬に通知を行う予定です。
- ※ 予約者の決定については、採択、不採択に関わらず文書にて申込者に通知します。個別の問い合わせについては応じられませんのであらかじめご了承ください。

## 4-4 補助事業の開始について

予約者の決定の通知を受けた後、導入しようとする補助対象の工事の契約及び工事を行ってください。 (事前契約、事前着工は認めません。)

また、予約者決定通知を受けて30日以内に、工事着工届出書(様式第2)を提出してください。

- ※ 予約者決定通知を受けてから、速やかに施工業者と工事請負契約をしてください。(工事の着工 は、工事着工届出書の提出後で構いません。)
- ※ 工事着工届出書(様式第2)及び添付書類については、別紙「様式及び作成要領」を参照ください。

#### 4-5 補助事業の完了について

工事完了日とは、補助対象の工事の完了した日、あるいは当該システムの全ての支払いが完了した日のいずれか遅い日のことをいいます。**平成24年1月15日(既築の場合は平成23年11月15** 

#### 日) までに完了してください。

先行予約者決定を受けた場合は、平成23年8月末日までに完了してください。

#### 4-6 交付の決定及び額の確定について

① 工事完了の日から30日以内又は平成24年1月末日(既築の場合は平成23年11月末日) のいずれか早い日までに、補助金交付申請書(兼工事完了報告書)(様式第6)をSIIに必ず提出してください。

先行予約者決定を受けた場合は、平成23年9月15日までに、補助金交付申請書(兼工事完 了報告書)(様式第6)をSIIに必ず提出してください。

- ※ 補助金交付申請書(兼工事完了報告書)(様式第6)及び添付書類については別紙「様式 及び作成要領」を参照ください。
- ② SIIは、予約者からの補助金交付申請書(兼工事完了報告書)を受理したときは、係る工事が完了したことの審査を行い、交付決定通知書(様式第7)にて通知します。
- ③ SIIは、②の補助金交付申請書(兼工事完了報告書)を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、交付すべき補助金の額を確定して補助事業者に通知し、その後に補助金を支払います。
  - ※ 現地調査は、申請の内容(不備等)に関わらず、実施する場合があります。

#### 4-7 事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に広く一般に紹介するため、成果を公表します。

#### 4-8 利用状況の報告について

本事業は、当該システムの導入及び追加的節電対策の実施による省エネルギー効果等の情報の取得、 分析についても事業の目的としているため、下記(1)  $\sim$  (3) の報告が必要となりますので予めご 了承ください。

(1) 補助事業開始前(申込時)

申込者は、**直近1年間のエネルギーの月別使用量**(電気、ガス等)について、「実施計画書」 (定型様式1) (別紙「様式及び作成要領」参照)によりSIIへ報告ください。

- ※ 電気及びガスについては証憑(注)の写しの添付が必要です。
  - (注)証憑とは当該月の期間及び使用量が記載されている検針票または領収書等をいいます。
- ※ 太陽光発電を設置している場合は、電気の売電量・発電量についての報告も必要です。
- (2) 補助事業終了時(補助金交付申請書(兼工事完了報告書)提出時)

予約者は、**直近1年間のエネルギーの使用状況**等について、「システム導入前のエネルギー使用状況報告書」(交付申請 添付書類8) (別紙「様式及び作成要領」参照)によりSIIへ報告ください。

(3) 補助事業終了後(定期報告)

補助事業者は、補助事業終了後**3年間のエネルギー使用量**(電力、ガス等)および**エネルギー使用状況**について、「定期報告書」(別紙「様式及び作成要領」参照)によりSIIへ報告ください。 また、別途アンケート調査、省エネルギー効果検証の為の計測、取材等に協力して頂くことが あります。

第1回報告提出期限:平成25年4月末日

(報告対象:平成24年4月~平成25年3月分)

第2回報告提出期限:平成26年4月末日

(報告対象:平成25年4月~平成26年3月分)

第3回報告提出期限:平成27年4月末日

(報告対象:平成26年4月~平成27年3月分)

### 4-9 取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。) については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善良注意義務)、補助 金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければなりません。

補助事業者は、耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合は、SIIは交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがあります。

SIIは補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、または収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとします。

また補助事業者は、予約者の決定時にSIIから配布された銘板(シール)を主な補助対象機器等に貼り付けて管理してください。

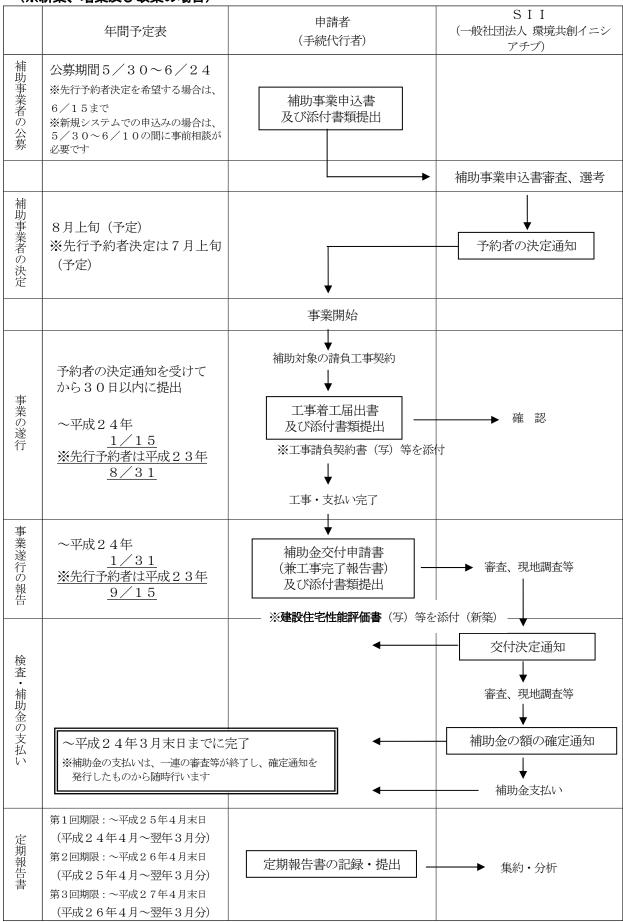
#### 4-10 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させて頂くことがあります。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。

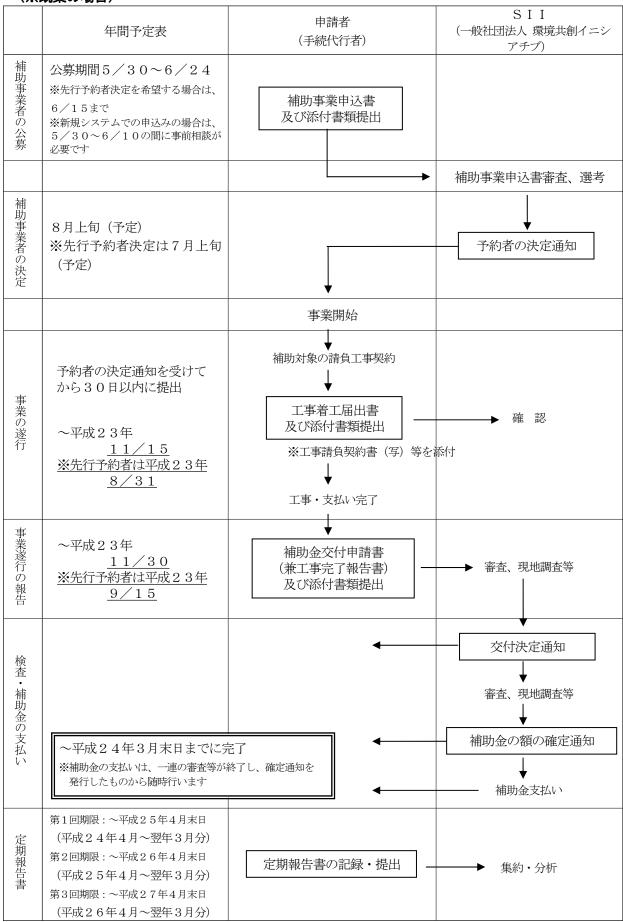
また、同一の設備等に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

## 5. 年間スケジュール

#### (※新築、増築及び改築の場合)



(※既築の場合)



### 6. 公募期間及び申込書類提出先

6-1 公募期間

平成23年5月30日(月)~平成23年6月24日(金) ※必着

※先行予約者決定を希望する場合

平成23年5月30日(月)~平成23年6月15日(水) ※必着

#### 6-2 申込書類の作成方法

以下のいずれかの方法で申込書類を作成ください。

【方法1:WEBを使って定型様式の書類を作成する】

- ③ SIIホームページ (<a href="http://sii.or.jp">http://sii.or.jp</a>) で事業者登録を行い、ID・PASSを入手後、WEB 上で申請に必要な項目を入力。
- ② WE B上で入力した書式をプリントアウトし、捺印のうえ添付書類と併せ、提出書類一式 を作成。

<WEBで作成できる定型様式>

補助事業申込書 (様式第1)

実施計画書 (定型様式1)

・費用総括表

(定型様式2)

費用明細書 (定型様式3)

・新規システム事前相談票 (定型様式4)

※詳しくはSIIホームページより、補助事業ポータル 操作マニュアルをご確認ください。 ※WEB上での入力だけでは申請と認められません。必ず必要提出書類一式を郵送してください。

#### 【方法2】

① SIIホームページ (<a href="http://sii.or.jp">http://sii.or.jp</a>) で「様式及び作成要領」をダウンロードし、提出 に必要な書類を作成。

#### 6-3 資料の提出先及び問い合わせ先

(提出先)

〒100-8692

郵便事業株式会社 銀座支店 私書箱636号

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業《住宅に係るもの》申請係

#### ※ 『申込書在中』と記入ください。

※ SIIから申込者に申請を受け取った旨の連絡は致しません。(到着確認を行いたい場合は、書留にて郵送ください。※メール便や宅配便は利用いただけません。)

(問合せ先)

TEL: 03-6741-4087 FAX: 03-5610-9761

(土・日・祝日を除き10:00~17:00)

# 7. 提出書類

申込者は、公募期間中に以下の書類を①~⑫(③は節電対策実施者のみ。⑧~⑩は新規システムでの申込者のみ提出)の順に A4サイズに纏めてSIIに提出してください。

*****************	補助対象	新築、増築及び改築		既築		別紙「様式及び作	成要領」
書類	The state of the s	刺染、増築及び以業	断熱改修+機器	機器のみ	断熱改修のみ	様式	作成要領
①補 <b></b>	<b>力事業申込書</b>		【様式	<b>、</b> 第1】		【様式第1】 4ページ	48ページ
②実施計画書		書や検針票等の検針期	-月別使用量等を記載す間と使用量がわかるもの		定型様式1 ・新築・増築・改築: 5~13ページ ・既築 機器のみ: 14~20ページ ・既築 断熱改修のみ: 21~24ページ ・既築 断熱改修+機器: 25~34ページ	49~67ページ	
3追加	口的節電実施計画書	کے	入前と導入後の照明機器 外については様式自由			定型様式8 35~36ページ	68~69ページ
④費月	]関係書類	下記3点を全て提出する	<b>ら</b> こと			_	_
	費用総括表	費用明細書を元に、シス	ステムを構成する設備ご	との補助対象合計金額を	を総括表に記載すること	定型様式2 37ページ	70ページ
	費用明細書	を記載すること ※詳細は、費用明細書	n対象設備ごとに、補助対 作成要領(71~78ペーシ ·用は「その他」の費用明	りを参考に作成すること		定型様式3 38~40ページ	71~78ページ
	見積書(写し)	(1)工事請負契約の全 (2)補助対象工事に係 ※申請用に別途、見積	積書のうち、下記の該当体見積金額が記載さている見積内容が記載されて まを作成する必要はないままれていることが分かるよ	が含まれていても可)	様式自由	-	
の配置	置図 面図に補助対象機器 引、改修部位等を記載し でも可	・補助対象設備の配置 を設計図書に記載す ること ・断熱強化の場合は、 矩計図で代用可とする	補助対象機器の配置、i 面積が要件を満たしてい (例:断熱改修面積/延	樣式自由	79~80ページ		
⑥仕様 (カタロ	養書 aグの写し等)	もの根拠(型式(品番)、 ※メーカーカタログの写 仕様が分かるようにする	n対象設備全て(窓、断索 性能、効率)等が記載さ しを使用する場合、該当 こと 施し補助を申込む場合	樣式自由	-		
⑦建翁	美図面	手書きも可とするが、スク	ケール、モジュール等は	合わせ、申請内容の確認	認が出来ること		
	平面図 (1/100以上)	・階層全て ・方位、部屋名(実施計	画書に記載の部屋名と同	同じ表現とし、部屋面積	を記載)	•	
	立面図 (1/100以上)	東西南北全て	東西南北全て (写真可) ※集合分譲住宅の場 合は不要	不要	東西南北全て (写真可) ※集合分譲住宅の場 合は不要	様式自由	81~82ページ
	矩計図 (断面図)	躯体(屋根・天井、壁、 床等)の構成材が明記 されていること	不要	不要	不要		
※ 申新	<ul><li>⑧事前相談結果票の</li><li>写し</li></ul>		記システム事前相談票」( による申込を可とFAXで			SIIから(FAXで) 通知した書類の写し	_
込者のス	⑨システム提案書	新規システムの提案概要	要を記載すること			定型様式5 42~44ページ	83~85ページ
のみ提出	⑩技術資料	・システムの制御方法に	製品の供給体制に関する	樣式自由	_		
①交付	申込者が、本事業の内容、交付要件、提出書類、個人情報の利用等について確認し了解した 上で申込むこと。申込者自身が提出書類一式について責任を持ち、虚偽、不正のないことを確 認するための書類。必ず申請者自身が作成すること(手続代行者の作成は不可)					定型様式6 45ページ	_
12提出	は書類チェックリスト		新規システムでの申込者 もの(手続代行者のチェ		添付漏れや記入の不	定型様式7 46~47ページ	_
		L					

<sup>※</sup>定型様式はSIIホームページ(http://sii.or.jp/)の案内に従い、WEB上で申請に必要な情報を入力しプリントアウトするか、「様式及び作成要領」をダウンロードして使用すること。

<sup>※</sup>③の書類は節電対策計画者のみ。⑧~⑩の書類は新規システムでの申込者のみ提出。

## 8. 申込者・手続代行者等への留意事項

申込者、手続代行者及びシステム提案者は、特に以下の点に留意してください。

- ① 補助事業申込は1物件に付き1申込みとします。また、同一人が複数物件の申込みをすることはできません(申込者はシステム導入住宅の所有者であり、その住宅に常時居住する者でなければなりません)。
- ② 補助事業申込書(様式第1)への申込者の捺印は、実印にて捺印してください。
- ③ 申込者は、1名もしくは複数名どちらでもよいが、申込後の変更は原則として認めません。
- ④ 申込みをした当該システムの組合せを変更してはなりません。
- ⑤ 導入しようとする当該システムの内容に変更(そのシステムの条件を満たす機器を、同等以上の性能の ものに変更する場合等)の可能性が生じた場合は、予めSIIに報告し、SIIの指示に従ってください。なお、 原則として消費エネルギー削減率が下がる変更については認めません。
- ⑥ 申込者本人又は本人と利害を一にする者が、当該システムの機器類の調達及び工事等に係わる場合 は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象費用としてください。
- 予約者決定の通知を受けた後、導入しようとする当該システムの契約及び工事を行ってください。なお、 事前契約・事前着工は認めません。
- ⑧ 手続代行者は事業の進捗管理を行い、予定通り工事が完了するように努めてください。適宜、SII からその状況報告を依頼することがあります。
- ⑨ 予約者決定通知を受けてから30日以内に、工事着工届出書をSIIに必ず提出してください。事前の報告なく期日に遅れた場合は、補助事業への申込みを取り下げたとみなします。
- ⑩ 平成24年1月15日(既築の場合は平成23年11月15日、先行予約者決定を受けた場合は平成23年8月31日)までに、当該システムの工事及び支払いを必ず完了させてください。
- ① 工事完了の日から30日以内又は平成24年1月末日(既築の場合は平成23年11月末日)のいずれか 早い日までに、補助金交付申請書(兼工事完了報告書)をSIIに必ず提出してください。先行予約者決定を 受けた場合は、平成23年9月15日までに、補助金交付申請書(兼工事完了報告書)をSIIに必ず提出し てください。期日に遅れた場合は、補助事業への申込みを取り下げたとみなします。
- ② <u>申込者(予約者)は最後まで事業を遂行することを心がけてください。尚、予約者の辞退・取り下げが集</u> 中するような手続代行者の申込み案件については次年度以降、申込みを受理しない場合や審査時に減 点する場合があります。
- (3) 補助金交付後当該住宅、設備は法定耐用年数の間、SIIの承認なしに処分出来ません。
- 当該システム及び、追加的節電対策として導入した設備については、SIIが補助事業の対象となり得るとして指定したものであり、当該システム導入に係る予約者と施工会社等との契約、施工、機器等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。万一上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。

#### ① 不正回避への方策

申込者、手続代行者、システム提案者は、不正行為を回避するために以下について留意するととも に、確実に実行してください。

- ・申込者、手続代行者、システム提案者は、虚偽の内容を含む提案・申込みをしてはなりません。その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申込みをしてください。
- ・申込者、手続代行者、システム提案者は、公募要領について十分理解した上で提案・申込みをしてください。

- ・申込者、手続代行者、システム提案者は、不正をした事が明らかになったときは、補助金が支払われないこと、不正な行為により補助金を受給したときは、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、適正に手続きを行ってください。
- ・不正があった場合に、申込者と手続代行者もしくはシステム提案者間の責任の所在が明確にならない可能性があるため、責任の所在について、必要に応じ、申込者と手続代行者もしくはシステム提案者の間で受託契約を結ぶ事を推奨します。
- \*表紙裏の"補助金を申込み又は受給される皆様へ"についてもご確認下さい。

## 9. 高効率エネルギーシステム

#### 9-1 モデル区分

SIIが指定する高効率エネルギーシステムは、モデル区分く表2>に従って分類します。なお申込者は、 後掲する「定型システム」及び「新規システム」のいずれかで、当事業に申込みをしてください。

<表2 モデル区分>

大分類	中分類	小分類	区分
		ダクト式HPセントラル空調	A1
	ヒートポンプ暖冷房	冷温水式HP空調	A4
		HP個別エアコン	A10
r <del>**</del> =□ 1 4/\2/H		その他(個別エアコンとHP床暖房の組み合わせ等)	A14
空調+給湯	ガス・石油暖房	ガス・石油温水暖房(HP個別エアコンとの組み合わせを含む)	A15
		その他(温風暖房・ガスコージェネ等)	A22
	<b>十</b> 阳劫	主に太陽熱を利用	A27
	太陽熱等利用暖房	その他自然エネルギー	A28
	機器を含まない断熱 リフォーム	断熱改修(※)だけの組み合わせによるもの	D1
断熱リフォーム	₩ 1日ナ △ ↓ № 元計	断熱改修(※)+空調	D2
	機器を含む断熱	断熱改修(※)+空調+給湯	D3
	リフォーム	断熱改修(※)+給湯	D4

<sup>※</sup>断熱改修の組み合わせ・性能については6~7ページを参照のこと

#### (注)

- ・SIIは、定型システムおよび新規に提案されたシステムを、すべて上記のモデル区分に従って分類する。
- ・HPとはヒートポンプをいう。
- ・省エネ換気設備、照明、断熱強化仕様(新築・増改築)を含むシステムについては、これらの機器を付加価値機器 として位置づけ、上記区分(A1~D4)のいずれかに属するものとする。
  - (例:HP個別エアコン+高効率給湯器+省エネ換気設備+照明のシステムはヒートポンプ冷暖房システム「A10」 とする)
- ・省エネ換気設備、照明、断熱強化仕様の断熱部材はシステム構成の一部として補助事業の対象とする。
- ・断熱改修だけの組み合わせである「D1」以外はすべて住宅用「省エネナビ」システムの導入を必須とする。

#### 9-2 定型システム

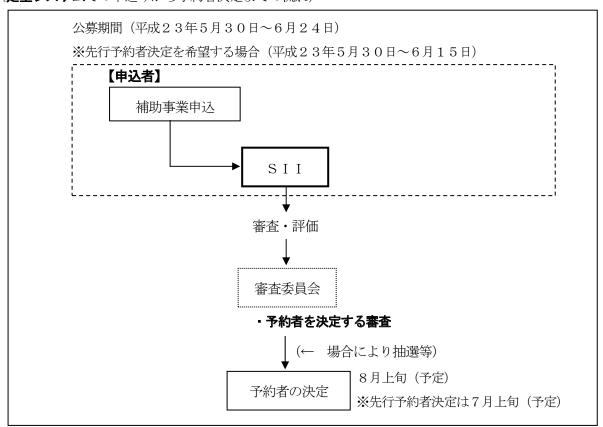
定型システム<表3>(22ページ)は、SIIが過去の同事業において採択されたシステムの中から、申請件数やエネルギー削減計算方法、機器効率等を考慮し指定したものです。

なお、定型システムでの申込みにあたっては、以下の点についてあらかじめご了承ください。

#### \*注意事項

- ① 申込者は、定型システムで申し込む場合、1戸の住宅に対して1定型システムを選び、公募要領に定めた書式にて申込みをしてください。
- ② 申込者は、1戸の住宅につき1件の申込みに限ります。もし、1戸の住宅につき複数の申込みを行った場合は受理しないことがあります。
- ③ 申込者は、定型システムを導入しようとする住宅が、システム毎に定める条件(システム構成、性能・効率、改修範囲等。「9-4 平成23年度定型システム概要」(28~52ページ)参照)を全て満たすことを確認の上、申込みください。条件を満たさない場合は受理しないことがあります。
- ④ 申込み後のシステム変更は認めないため、システム選定時に十分注意してください。
- ⑤ 住宅規模や地域区分等により、交付要件(5~7ページ)を満たさない場合もあるので注意してください。
- ⑥ 定型システム導入に係る申込者と施工業者等との契約、施工、機器等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保障等、知的財産権等をSIIは保証しません。万一上記による紛争が起きてもSIIは一切関与しません。

#### (定型システムでの申込みから予約者決定までの流れ)



# <表3 定型システム一覧>

# 【新·増改築】

システム番号	空調	給湯	省エネナビ	付加価値機器		
001-A1-新·増改築	ダクト式HPセントラル空調					
002-A4-新·増改築	冷温水式HPセントラル空調		必須	断熱強化	省工ネ換気	
003-A4-新·増改築	地中熱冷温水式HPセントラル空調					
004-A10-新·増改築	高効率個別エアコン	高効率給湯器				077 000
005-A14-新·増改築	高効率個別エアコン+温水式HP床暖 房					照明
006-A15-新·増改築	ガス・石油温水暖房					
007-A15-新·増改築	高効率個別エアコン+ガス・石油温水暖 房					

# 【既築】

システム番号	断熱改修	空調	給湯	省エネナビ
020-A4-既築	-	冷温水式HP空調		
021-A4-既築	-	地中熱冷温水式HP空調		
022-A10-既築	-	高効率個別エアコン	高効率給湯器	
023-A14-既築	-	高効率個別エアコン+温水式 HP床暖房		必須
024-A15-既築	-	ー 潜熱回収型のガス又は石油床 暖房		
025-A15-既築	-	高効率エアコン+潜熱回収型 のガス又は石油床暖房	器又は潜熱回収型石 油(灯油)給湯器	
030-D1-既築	窓ガラス+窓サッシ			
031-D1-既築	窓ガラス(+窓サッシ・ドア)+{天井また は屋根・外壁または壁・床 の3部位のう ち2部位以上}の合計3部位以上	_	_	_
032-D1-既築	窓ガラス+窓サッシ+天井または屋根 +外壁または壁+床+ドア			
040-D2-既築	窓ガラス(+窓サッシ)			
041-D2-既築	窓ガラス(+窓サッシ・ドア)+{天井また は屋根・外壁または壁・床 の3部位のう ち2部位以上}の合計3部位以上	高効率個別エアコン、温水式 HP空調、またはその組み合わ せ(No.020~023に該当する空	_	必須
042-D2-既築	窓ガラス+窓サッシ+天井または屋根 +外壁または壁+床+ドア	調機器及び組合せ)   		
043-D3-既築	窓ガラス(+窓サッシ)	高効率個別エアコン、温水式暖		
044-D3-既築	窓ガラス(+窓サッシ・ドア)+{天井また は屋根・外壁または壁・床 の3部位のう ち2部位以上}の合計3部位以上	同別学   別エ/ブコン、価小式場  房(HP・ガス・石油)、またはそ  の組み合わせ(No.020~025に  該当する空調機器及び組合	高効率給湯器	必須
045-D3-既築	窓ガラス+窓サッシ+天井または屋根 +外壁または壁+床+ドア	せ)		
046-D4-既築	窓ガラス(+窓サッシ)			
047-D4-既築	窓ガラス(+窓サッシ・ドア)+{天井また は屋根・外壁または壁・床 の3部位のう ち2部位以上}の合計3部位以上	_	高効率給湯器	必須
048-D4-既築	窓ガラス+窓サッシ+天井または屋根 +外壁または壁+床+ドア			

※各システムの詳細は、28~52ページを参照ください。

#### 9-3 新規システム

申込者は、以下の①~③を全て満たす場合、定型システム以外のシステム(以下、「新規システム」 という)で申込みすることができます。

- ① SIIの指定する期間内及び方法で事前相談をし、SIIが発行する「事前相談結果票」を取得する こと
- ② 公募期間内に、SIIが指定する必要書類を提出できること
- ③ 以下のシステム提案要件を全て満たしていること
  - イ) 交付要件(5~7ページ参照)を全て満たしていること
  - n) 新築、増築及び改築については、空調と給湯の高効率省エネルギー機器類及び住宅用「省エネナビ」システムを効果的に組み合わせたものであること。さらに省エネ換気設備、照明、断熱部材、その他省エネ機器等を組み込んでもよい。機器及び断熱部材等は最新設備、最新技術の導入であり、先進的な複数の組み合わせ、工夫等がなされていること。
  - n) 既築については、以下のどちらかであること。
    - ・空調と給湯の高効率省エネルギー機器類及び住宅用「省エネナビ」システムを効果的に組み合わせたものであること。さらに省エネ換気設備、照明、その他省エネ機器等を組み込んでもよい。機器等は最新設備、最新技術の導入であり、先進的な複数の組み合わせ、工夫等がなされていること。
    - ・断熱改修(6~7ページ参照)に高効率省エネルギー機器類等(空調機器、給湯機器等)を組み合わせること
  - こ)システムを構成する設備各々が、下記のどちらかであること。
    - ・JIS相当品であること、かつ申込者との品質保証、アフターメンテナンス等においての契約がなされる予定であること。
    - ・第三者機関での評価がなされ、省エネ性の他、安全性、耐久性を含む評価がなされており、 かつ申込者との品質保証、アフターメンテナンス等においての契約がなされる予定であること。
  - お) 新規システムの機器の性能基準等<表4>(24ページ) を満たしていること
  - へ)以下のものは、提案の対象外とする。
    - ・太陽光発電(国の施策(単体補助事業)を考慮)
    - ・燃料電池(国の施策(単体補助事業)を考慮)

SIIは、予約者を決定する審査と同時に、新規システムの審査を行います。 (**審査の結果不採択も**あり得ます。)

システム審査によりSIIが高効率エネルギーシステムとして認めた申込みについては、定型システムでの申込みと同様の方法で予約者を決定します。(「4-3 予約者の決定について」(10ページ)参照)

<表4 新規システムの機器の性能基準等>

	機器等の種類		導入する機器等の基準						
	全体共通	・エネルギー削減量の計算はすべて機器効率を1次エネルギーベースに換算して行い、計算方法は公募要領に従うこと・施工のともなう省エネルギー設備機器及び断熱部材であること・JIS等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことのできる省エネルギー設備機器及び断熱部材であること・従来の機器または方式と比べてその省エネルギー性が明確であること(実績または実証データがあること)・定型システムを構成する機器の場合は、定型システムで規定する性能に準じること							
	電気式:ヒートポンプ方式	IVa•IVb•V地域(7℃)	Ⅱ・Ⅲ地域(2℃)	I a• I b地域(-1℃)					
100 = 100 HH	电気式:に一下ホンノガ式	COP3.7以上	COP2.5以上	COP2.35以上					
暖房機器	ガス式:潜熱回収式の温水ボイラー	効率0.86以上							
	石油式(高位発熱量ベース)	効率0.86以上							
冷房機器	ヒートポンプ方式のもの	COP3.3以上							
	CO2冷媒ヒートポンプ給湯器	APF3.1以上(ただし寒冷地位	土様は3.0以上)						
√人√目 4-1k □□	潜熱回収型給湯器	トップランナー基準を満たし、かつ給湯熱効率0.9以上							
給湯機器	石油式(高位発熱量ベース)	効率0.86以上							
	ガスエンジン給湯器	基準なし							
	省工ネ換気設備	熱交換方式またはセンサー等による換気量制御のもので、暖冷房エネルギー消費量 を5%以上軽減できるもの (補助対象費用は、通常の機械換気設備との差額)							
照明機器	蛍光灯	インバータータイプで90lm/W以上のもの、もしくはインバータータイプでセイプのもの ※ただし施工を伴うものに限る。また、全体の照明容量の1/5以上の新設も が必要							
	蛍光灯以外	照明エネルギー消費量を5%以上軽減できるもの ※ただし施工を伴うものに限る。また、全体の照明容量の1/5以上の新設もしくは改修 が必要							
	自然エネルギー関連	・太陽熱利用の温水及び温ル・地熱等その他自然エネルキ		給湯器の基準を満たすもの)					
	断熱部材	・新築・増築・改築・既築共通:窓ガラス:4☆または次世代省エネルギー基準を満たす低放射複層ガラス、窓サッシ:4☆限定、断熱材:ノンフロン材限定・新築・増改築:住宅の熱損失係数が、次世代省エネルギー基準仕様における住宅の熱損失係数の基準より20%以上強化されていること(増改築の場合は、その増改築する部分)。補助対象費用は、次世代省エネルギー基準仕様との差額・既築断熱改修:次世代省エネルギー基準仕様に改修する費用が対象							
	その他省エネ部材等	・新しい省エネ部材等についてはその省エネ効果が明確であること ・断熱部材等は単独または従来部材と組み合わせて上記基準を満足すること ※容易に脱着、移動が困難で住宅躯体と一体になっている断熱部材及びエネルギー 使用の合理化に関する法律第72条に定める建築設備とする。							

#### (1) 新規システムの事前相談について

#### ① システム提案者

エネルギー使用の効率化が見込まれる当該システムを提案する者(以下「システム提案者」という。)で、下記()~ハ)を全て満たす者をいいます。新規システムの事前相談は、システム提案者が行います。

- (1) 当該システムの導入を遂行する能力を有する者であること (手続代行者と別でも可)
- n) 提案内容に関するSIIからの問い合わせに対し、適宜対応できる者であること(必要に応じて、提案内容に関するヒアリングを実施する場合がある)
- n) 当該システムが後にSIIホームページ等で公表された際、一般からの問い合わせに対し、 誠実に対応できる者であること

#### ② 事前相談の方法・期間

システム提案者は、システム相談期間内に「新規システム事前相談票」(定型様式4)(別紙

「様式及び作成要領」参照)に必要事項を記入の上、SIIへFAXしてください。(FAX以外は不可)

なお、事前相談するシステムが、「新規システムの機器の性能基準等」 <表4> (24ページ)を全て満たしていることを必ず確認してから相談してください。

#### システム相談期間:平成23年5月30日~平成23年6月10日(左記期間外の相談は不可)

FAX送付先:一般社団法人 環境共創イニシアチブ (SII)

審査第2グループ 住宅担当 苫米地、市川 宛

FAX: 03-5610-9761

※FAXの番号を間違えないようくれぐれもご注意ください。

※FAXを送付して休日・祝日を除く3日以内にSIIから連絡がない場合は、お問い合せください。

#### ③ 「事前相談結果票」の発行

SIIは、「新規システム事前相談票」の内容を確認後、必要に応じてシステム提案者へヒアリングを行い、事前相談されたシステムがシステム提案要件を満たしており、システム審査の対象となると判断した場合は、システム提案者にFAXで「事前相談結果票」を送付します。

なお、「事前相談結果票」は、あくまでもシステム審査の対象となる旨を通知するものであり、本事業の高効率エネルギーシステムとして指定するものではありません。予約者を決定する審査と同時に行うシステム審査において不採択となる場合もありますのであらかじめご了承ください。

#### (2) 新規システムでの申込みについて

申込者は、下記の書類を作成し、**他の提出書類**(「7.提出書類」(17ページ)参照)と併せて、その1部をSIIに提出してください。(新規システム提案と補助事業の申込みは同時に行います。)

#### システム提案に必要な書類

- ① 事前相談結果票の写し(コピー)
- ② システム提案書(定型様式5) (別紙「様式及び作成要領」参照)
- ③ 技術資料(※)
  - ・エネルギー削減の実績データ (フィールドでの実測データ、もしくは実験データ)
  - ・システムの導入実績、製品の供給体制
  - ・システムの制御方法
  - ・JISなどの公的規格や業界自主規格等への適合を示す資料
- ※新規システムの内容が、下記の場合については③の提出は原則不要とします。(ただし事前相談においてSIIが求めた場合は提出が必要です。)
  - ・定型システムを構成する機器の別の組み合わせによる場合

#### (3) システム審査

交付要件及びシステム提案要件を満たす新規システムでの補助事業申込みについて、学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会等に諮り、当事業に相応しいシステムであるかを審査します。

- ① 先進的な組み合わせ・工夫がこらされた提案(先進性)について審査し、必要に応じ加点を行います。
- ② システム審査において当該システムと認めた補助事業申込みについては、交付要件を満たす定型システムでの補助事業申込みと一括して、予約者決定の審査を行います。 (予約者決定の審査については (「4-3 予約者の決定について」 (11ページ) 参照))

#### (4) 新規システムでの申込みに関する留意事項

新規システムでの申込みにあたっては、以下の点についてあらかじめご了承ください。

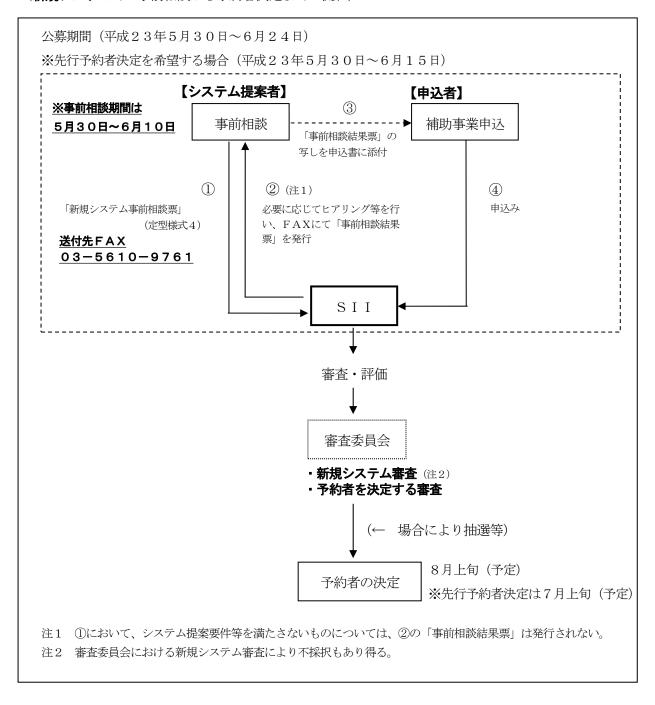
- ① システム審査の結果により、補助対象設備等の範囲について協議をさせていただくことがあります。ただし、**システムの変更は一切認めません。**
- ② システム審査で高効率エネルギーシステムと指定された場合においても、予約者の審査・ 選定において不採択となる場合があります。
- ③ システム審査における不採択及び予約者審査における不採択のいずれの場合も、その理由 を添えて、申込者に不採択通知を送付させていただきます。
- ④ 申込者は、1戸の住宅につき1件の申込みに限ります。もし、1戸の住宅につき複数の申込みを行った場合は、そのすべての申込みを無効とします。
- ⑤ 明らかに交付要件を満たしていない補助事業の申込みは、受理しないことがあります。
- ⑥ システム導入に係る申込者と施工業者等との契約、施工、機器等の品質・性能、燃料等の 調達、導入完了後の保守や保障等、知的財産権等をSIIは保証しません。万一上記による紛 争が起きてもSIIは一切関与しません。

#### (5) 予約者決定した新規システムの公開

予約者決定後、SIIからシステム提案者へシステム提案書のEXCELデータの提出を求めます。提出されたデータのとりまとめが出来次第、SIIのホームページにて公開します。

なお、公表されたシステムの詳細等に関する問い合わせ先は、システム提案者となりますので 予めご了承ください。

### (新規システムでの事前相談から予約者決定までの流れ)



※新規システムでの先行予約者決定を希望する場合は、公募締切が6月15日となる為、極力はやめに 新規システム事前相談票をお送りください。

システムNo.	001-A1-新·増改築
対象住宅	新築 · 増改築

システムの組合せと機器等の仕様

	システム	と機器等の仕様 概要図		,	仕様等		
		ダクト式ヒートポンプセントラル空調	暖月	<b>亨</b> COP		)房COP	
	空調	室内機	I a· I b	2.35以上 (-1°C)	I a• I b	-	
			П	2.5以上	П		
		室外機	Ш	(2°C)	Ш		
			IVa•IVb	3.7以上	IVa•IVb	3.3以上	
			V	5.184	V		
		• •	VI	-	VI		
		高効率給湯器	種	重類		効率	
必	給湯	CO2冷媒HP式 潜熱回収型 潜熱回収型	CO <sub>2</sub> 冷媒 給湯器	HP式	APF3.1以上(ただし寒冷 地は3.0以上)		
須設備		給湯器 ガス給湯器 石油(灯油)給湯器 又は 又は 又は 「	潜熱回収ガス給湯			トップランナー基 し、かつ給湯熱 (上	
			潜熱回収 石油(灯)	型 由)給湯器	ナー基準	効率がトップラン を達成し、かつ 率0.9以上	
	計測装置 (省エネナビ)	省エネナビ 分電盤 (補助対象外) 表示器	(財)省エネルギーセンターに省エネナビ として登録されているもの				

注)「HP式」とはヒートポンプ式を示す

**必須設備、もしくは必須設備+付加価値設備(いずれか1つ以上)**を組合せて、

住宅全体の一次消費エネルギーを25%程度削減すること(20%未満は採択しない)

参加する排出削減事業で必要な高効率給湯器のエネルギーデータの取得・表示等ができること (※67ページ参照)

		<u> </u>								
	システム	仕様等								
	省エネ 換気設備	顕熱交換型、全熱交換型ともに熱(温度)交換率60%以上								
付加価	照明	インバータータイプ (蛍光灯)で90 lm/W以上のもの ※ただし当該住宅の全照明容量(W)の1/5以上の設置が必須								
価値設備	断熱強化	<ul> <li>熱損失係数(Q値)の基準値 (W/m²・K)</li> <li>地域 Q値 I a・I b 1.3以下 II 1.5以下 III 1.9以下 IVa・IVb・V 2.2以下 VI 3.0以下</li> </ul>								

システムNo.	002-A4-新·増改築
対象住宅	新築 · 増改築

システムの組合せと機器等の仕様

システム	概要図	,	<b>什様</b> 筌	
		仕様等		
	冷温水式ヒートポンプセントラル空調	暖房COP	冷房COP	
	*床暖房やパネルヒーター等の温水暖房	I a· I b 3.0以上 (-1℃)	Ia·Ib -	
空調		Ⅲ 3.2以上 (2℃)	Ш	
	11D-7 - wh	111		
		3.7以上	IVa·IVb 3.3以上	
		V	V	
		VI -	VI	
	高効率給湯器	種類	効率	
給湯	CO2冷媒HP式 潜熱回収型 潜熱回収型 給湯器 ガス給湯器 石油(灯油)給湯器 又は 又は 又は 又は	CO <sub>2</sub> 冷媒HP式 給湯器	APF3.1以上(ただし寒冷 地は3.0以上)	
		潜熱回収型ガス給湯器	熱効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上	
		潜熱回収型 石油(灯油)給湯器	連続給湯効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上	
計測装置 (省エネナビ)			** *	
	計測装置	A	<ul> <li>空調</li> <li>(2℃)</li> <li>(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)</li></ul>	

注)「HP式」とはヒートポンプ式を示す



	システム	ム 仕様等		
	省エネ 換気設備	顕熱交換型、全熱交換型ともに熱(温度)交換率60%以上		
付加価	照明	インバータータイプ(蛍光灯)で90 lm/W以上のもの ※ただし当該住宅の全照明容量(W)の1/5以上の設置が必須		
仙	断熱強化	<ul> <li>熱損失係数(Q値)の基準値 (W/m²・K)</li> <li>地域 Q値 I a・I b 1.3以下 II 1.5以下 II 1.9以下 IVa・IVb・V 2.2以下 VI 3.0以下</li> </ul>		

システムNo.	003-A4-新·増改築
対象住宅	新築 · 増改築

システムの組合せと機器等の仕様

ř	ンスアムの組合せと機器等の仕様						
	システム	概要図	仕様等				
		地中熱冷温水式ヒートポンプセントラル空調	暖房	FCOP		)房COP	
			Ia• Ib	3.7以上 (-1℃)	I a• I b	-	
	-5-3111	貯湯ユニット	П	4.0以上	П		
	空調		Ш	(2°C)	Ш		
			IVa•IVb	4.0以上	IVa•IVb	3.3以上	
			V		V		
			VI	_	VI		
	び須設備	種類			効率		
必		THE MENT OF THE PARTY OF THE PA	給湯器 地は3		APF3.1以 地は3.0以	.1以上(ただし寒冷 3.0以上)	
設備			トップランナー基 し、かつ給湯熱 【上				
			ナー基準	効率がトップラン を達成し、かつ 率0.9以上			
	計測装置 (省エネナビ)	省エネナビ 分電盤 (補助対象外) 表示器	(財)省エネルギーセンターに省エネナビ として登録されているもの				

注)「HP式」とはヒートポンプ式を示す

**必須設備、もしくは必須設備+付加価値設備(いずれか1つ以上)**を組合せて、

+

住宅全体の一次消費エネルギーを25%程度削減すること(20%未満は採択しない)参加する排出削減事業で必要な高効率給湯器のエネルギーデータの取得・表示等ができること (※67ページ参照)

	システム	仕様等			
	省エネ 換気設備	顕熱交換型、全熱交換型	顕熱交換型、全熱交換型ともに熱(温度)交換率60%以上		
付加価	照明	インバータータイプ(蛍光灯)で90 lm/W以上のもの ※ただし当該住宅の全照明容量(W)の1/5以上の設置が必須			
仙値設備	断熱強化	然損犬係数(Q値)の基準値 (W/m²・K)	a·IVb·V 2.2以下		

システムNo.	004-A10-新·増改築
対象住宅	新築 · 増改築

## システムの組合せと機器等の仕様

ŕ		と機器等の仕様	1	11 124 64
	システム	概要図		仕様等
	空調	富効率個別エアコン 室内機 室外機	(省エネ基準	ラベル4つ星以上 達成率114%以上) 令房COP3.3以上
必須設備	給湯	高効率給湯器  CO2冷媒HP式 潜熱回収型 潜熱回収型	種類 CO <sub>2</sub> 冷媒HP式 給湯器 潜熱回収型 ガス給湯器 潜熱回収型 カス給湯器 潜熱回収型 石油(灯油)給湯器	効率 APF3.1以上(ただし寒冷地は3.0以上) 熱効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上 連続給湯効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上
	計測装置 (省エネナビ)	省エネナビ 分電盤 (補助対象外) 表示器	(財)省エネルギーセンターに省エネナI として登録されているもの	

注)「HP式」とはヒートポンプ式を示す

+

	システム	仕様等			
	省エネ 換気設備	顕熱交換型、全熱交換	顕熱交換型、全熱交換型ともに熱(温度)交換率60%以上		
付加価	照明	インバータータイプ(蛍光灯)で90 lm/W以上のもの ※ただし当該住宅の全照明容量(W)の1/5以上の設置が必須			
値設備	断熱強化	熱損失係数(Q値)の基準値 (W/m <sup>2</sup> •K)	地域 Q値 I a・I b 1.3以下 II 1.5以下 III 1.9以下 IVa・IVb・V 2.2以下 VI 3.0以下		

システムNo.	005-A14-新·增改築
対象住宅	新築 · 増改築

# システムの組合せと機器等の仕様

ř	ンスアムの組合せと機器等の仕様					
	システム	概要図		1	仕様等	
		高効率個別エアコン+温水式ヒートポンプ床暖房		エア	コン	床暖房
		室内機	I a• I b	統一省エ 4つ星		暖房COP3.0以 上(-1℃)
	空調	室外機	Ш	(省エネ基 114%	準達成率	暖房COP3.2以 上(2℃)
		HPユニット	IVa•IVb V	※ただ COP3.		暖房COP3.7以 上
		高効率給湯器		 類		
24		CO2冷媒HP式 潜熱回収型 潜熱回収型 給湯器 ガス給湯器 石油(灯油)給湯器 又は 又は 又は 又は 又は 又は 又は 又は	CO <sub>2</sub> 冷媒I 給湯器	HP式	APF3.1以 地は3.0以	以上(ただし寒冷 以上)
必須設備					ドップランナー基 し、かつ給湯熱 以上	
			潜熱回収 石油(灯油		ナー基準	効率がトップラン を達成し、かつ 1率0.9以上
	計測装置 (省エネナビ)	省エネナビ 分電盤 (補助対象外) 表示器	(財)省エネルギーセンターに省エネナビ として登録されているもの			

注)「HP式」とはヒートポンプ式を示す

+

	システム 仕様等				
	省エネ 換気設備	顕熱交換型、全熱交換型ともに熱(温度)交換率60%以上	顕熱交換型、全熱交換型ともに熱(温度)交換率60%以上		
付加価	照明	インバータータイプ(蛍光灯)で90 lm/W以上のもの ※ただし当該住宅の全照明容量(W)の1/5以上の設置が必須			
値設備	断熱強化	<ul> <li>熱損失係数(Q値)の基準値 (W/m²・K)</li> <li>地域 Q値 I a・I b 1.3以下 II 1.5以下 III 1.9以下 IVa・IVb・V 2.2以下 VI 3.0以下</li> </ul>			

システムNo.	006-A15-新·増改築
対象住宅	新築 · 増改築

#### システムの組合せと機器等の仕様

	システム	概要図	概要図	
	空調	ガス・石油温水暖房 *床暖房やパネルヒーター等 の温水暖房  潜熱回収型 ガス・石油給湯器	潜熱回収型の温水ボイラー で効率0.86以上	
	給湯	ガス又は石油(灯油)給湯器	種類	効率
必須設備		潜熱回収型 潜熱回収型 ガス給湯器 石油(灯油)給湯器 又は	潜熱回収型 ガス給湯器	熱効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上
			潜熱回収型 石油(灯油)給湯器	連続給湯効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上
	計測装置(省エネナビ)	省エネナビ 分電盤 (補助対象外) 表示器	(財)省エネルギーセンターに省エネナビ として登録されているもの	

# +

システム		仕様等	
付加価値設備	省エネ 換気設備	顕熱交換型、全熱交換型ともに熱(温度)交換率60%以上	
	照明	インバータータイプ(蛍光灯)で90 lm/W以上のもの ※ただし当該住宅の全照明容量(W)の1/5以上の設置が必須	
	断熱強化	<ul> <li>熱損失係数(Q値)の基準値 (W/m²・K)</li> <li>地域 Q値 I a・I b 1.3以下 II 1.5以下 II 1.5以下 IVa・IVb・V 2.2以下 VI 3.0以下</li> </ul>	

システムNo.	007-A15-新·増改築
対象住宅	新築 · 増改築

#### システムの組合せと機器等の仕様

	システム 概要図		仕様等	
	空調	高効率個別エアコン+ガス・石油温水暖房室内機 室外機 キ	エアコン	統一省エネラベル 4つ星以上 (省エネ基準達成率 114%以上) ※ただし冷房COP3.3以上
		*床暖房やパネルヒーター等の温水暖房	ガス温水暖房	潜熱回収型の 温水ボイラーで
		潜熱回収型 ガス・石油給湯器	石油温水暖房	効率0.86以上
必	給湯	ガス又は石油(灯油)給湯器	種類	効率
必須設備		潜熱回収型 潜熱回収型 ガス給湯器 石油(灯油)給湯器 又は	潜熱回収型 ガス給湯器	熱効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上
			潜熱回収型 石油(灯油)給湯器	連続給湯効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上
	計測装置 (省エネナビ)	省エネナビ 分電盤 (補助対象外)	(財)省エネルギーセンターに省エネナビ として登録されているもの	

+

システム		仕様等		
	省エネ 換気設備	顕熱交換型、全熱交換型ともに熱(温度)交換率60%以上		
付加価	照明	インバータータイプ(蛍光灯)で90 lm/W以上のもの ※ただし当該住宅の全照明容量(W)の1/5以上の設置が必須		
画値設備	断熱強化	<ul> <li>熱損失係数(Q値)の基準値 (W/m²・K)</li> <li>地域 Q値 I a・I b 1.3以下 II 1.5以下 II 1.5以下 III 1.9以下 IVa・IVb・V 2.2以下 VI 3.0以下</li> </ul>		

システムNo.	020-A4-既築
対象住宅	既築

システムの組合せと機器等の仕様

システムの組合せと機器等の仕様					
	システム 概要図		仕様等		
	空調	冷温水式ヒートポンプ空調	暖房COP	冷房COP	
		*床暖房やパネルヒーター等の温水暖房	I a· I b 3.0以上 (-1℃)	I a• I b -	
		HPユニット *	II 3.2以上 III (2°C)	Ш	
			IVa·IVb 3.7以上	IVa·IVb 3.3以上	
		   ※_ ただし、設備を導入する居室の合計床面積が	V	V	
		住宅延床面積の1/3以上であることが必須	VI –	VI	
	給湯	高効率給湯器	種類	効率	
必		CO2冷媒HP式 潜熱回収型 潜熱回収型	CO <sub>2</sub> 冷媒HP式 給湯器	APF3.1以上(ただし寒冷 地は3.0以上)	
必須設備		お湯器 ガス給湯器 石油(灯油)給湯器 又は 又は 又は 「	潜熱回収型ガス給湯器	熱効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上	
			潜熱回収型 石油(灯油)給湯器	連続給湯効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上	
	計測装置(省エネナビ)	省エネナビ 分電盤 (補助対象外) 表示器	(財)省エネルギーセンターに省エネナビ として登録されているもの		

- 注)「HP式」とはヒートポンプ式を示す
- ※改修部分の消費エネルギーを25%程度削減すること(20%未満は採択しない)
- ※参加する排出削減事業で必要な高効率給湯器のエネルギーデータの取得・表示等ができること (67ページ参照)

システムNo.	021-A4-既築
対象住宅	既築

システムの組合せと機器等の仕様

	システム 概要図			仕様等		
		地中熱冷温水式ヒートポンプ空調	暖房COP	冷房COP		
			I a· I b 3.7以上 (-1℃)	Ia·Ib -		
		貯湯ユニット	11 4.0以上	П		
	空調	※ ただし、設備を導入する	<u>III</u> (2°C)			
		居室の合計床面積が	Na•Nb	IVa·IVb V 3.3以上		
		世 地中熱 住宅延床面積の1/3以上であることが必須	V VI –	V		
	給湯	高効率給湯器	 種類	効率		
.Ys		CO2冷媒HP式 潜熱回収型 潜熱回収型 給湯器 ガス給湯器 石油(灯油)給湯器 又は 又は 又は 又は	CO <sub>2</sub> 冷媒HP式 給湯器	APF3.1以上(ただし寒冷 地は3.0以上)		
必須設備			潜熱回収型ガス給湯器	熱効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上		
			潜熱回収型 石油(灯油)給湯器	連続給湯効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上		
	計測装置 (省エネナビ)	省エネナビ 分電盤 (補助対象外) 表示器		ーセンターに省エネナビ 录されているもの		

- 注)「HP式」とはヒートポンプ式を示す
- ※改修部分の消費エネルギーを25%程度削減すること(20%未満は採択しない) ※参加する排出削減事業で必要な高効率給湯器のエネルギーデータの取得・表示等ができること (67ページ参照)

システムNo.	022-A10-既築	
対象住宅	既築	

システムの組合サン機器等の仕様

ř	ンステムの組合せと機器等の任味					
	システム	概要図	,	仕様等		
	空調	高効率個別エアコン 室内機 室外機 ※ ただし、設備を導入する居室の合計床面積が 住宅延床面積の1/3以上であることが必須	統一省エネラベル4つ星以上 (省エネ基準達成率114%以上) ※ただし冷房COP3.3以上			
必須設備	給湯	高効率給湯器  CO2冷媒HP式 潜熱回収型 潜熱回収型 石油(灯油)給湯器  又は 又は 又は 又は 又は 日本 スは	種類 CO <sub>2</sub> 冷媒HP式 給湯器 潜熱回収型 ガス給湯器 潜熱回収型 五油(灯油)給湯器	効率 APF3.1以上(ただし寒冷地は3.0以上) 熱効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上 連続給湯効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率の.9以上		
	計測装置 (省エネナビ)	省エネナビ 分電盤 (補助対象外) 表示器	(財)省エネルギーセンターに省エネナヒ として登録されているもの			

- 注)「HP式」とはヒートポンプ式を示す
- ※改修部分の消費エネルギーを25%程度削減すること(20%未満は採択しない) ※参加する排出削減事業で必要な高効率給湯器のエネルギーデータの取得・表示等ができること (67ページ参照)

システムNo.	023-A14-既築	
対象住宅	既築	

システムの組合サン機器等の仕様

Ť	システムの組合せと機器等の仕様 システム 概要図					
	<i>V</i> //A	W-2 11 1		古啞百		
		高効率値別エアコン+温水式ピートホンノ床暖房 室内機	I a• I b	上/	<i></i>	床暖房 暖房COP3.0以 上(-1℃)
		室外機	П	ん 統一省エ 4つ星 (省エネ基	以上	暖房COP3.2以
	空調	→ 床暖房 HPユニット	Ш	114%.	以上)	上(2℃)
			IVa•IVb	※ただ COP3.		暖房COP3.7以
		※ ただし、設備を導入する居室の合計床面積が 住宅延床面積の1/3以上であることが必須	V			上
	給湯	高効率給湯器	種	類		効率
必須設備		CO2冷媒HP式 潜熱回収型 潜熱回収型   お湯器 ガス給湯器 石油(灯油)給湯器	CO <sub>2</sub> 冷媒 給湯器	HP式	APF3.1以 地は3.0以	、上(ただし寒冷 (上)
		ZIL ZIL ZIL	潜熱回収ガス給湯			トップランナー基し、かつ給湯熱 し、上
			潜熱回収 石油(灯)	型由)給湯器	ナー基準	効率がトップラン を達成し、かつ 率0.9以上
	計測装置(省エネナビ)	省エネナビ 分電盤 (補助対象外)	(財)省エネルギーセンターに省エネナ として登録されているもの			

- 注)「HP式」とはヒートポンプ式を示す
- ※改修部分の消費エネルギーを25%程度削減すること(20%未満は採択しない)
- ※参加する排出削減事業で必要な高効率給湯器のエネルギーデータの取得・表示等ができること (67ページ参照)

システムNo.	024-A15-既築	
対象住宅	既築	

	システム	. C 機 奇 切 上 依 概 要 図	,	仕様等
	空調	ガス又は石油床暖房  *床暖房やパネルヒーター等 の温水暖房  潜熱回収型 ガス・石油給湯器  *ただし、設備を導入する居室の合計床面積が 住宅延床面積の1/3以上であることが必須	潜熱回収型の温水ボイラー で効率0.86以上	
		ガス又は石油(灯油)給湯器	種類	効率
必須設備	給湯	潜熱回収型 潜熱回収型 ガス給湯器 石油(灯油)給湯器 又は	潜熱回収型ガス給湯器	熱効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上
V113			潜熱回収型 石油(灯油)給湯器	連続給湯効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上
	計測装置 (省エネナビ)	省エネナビ 分電盤 (補助対象外) 表示器	(財)省エネルギーセンターに省エネナビ として登録されているもの	

- ※改修部分の消費エネルギーを25%程度削減すること(20%未満は採択しない)
- ※参加する排出削減事業で必要な高効率給湯器のエネルギーデータの取得・表示等ができること (67ページ参照)

システムNo.	025-A15-既築	
対象住宅		

Ť	システムの組合せと機器等の仕様 システム 概要図 仕様等					
	空調	高効率個別エアコン+ガス又は石油床暖房 室内機	エアコン	(省エネラベル 4つ星以上 (省エネ基準達成率		
		*床暖房やパネルヒーター等の温水暖房	1) 10	114%以上) ※ただし冷房COP3.3以上		
		潜熱回収型ガス・石油給湯器	ガス温水暖房	潜熱回収型の 温水ボイラーで		
		※ ただし、設備を導入する居室の合計床面積が 住宅延床面積の1/3以上であることが必須	石油温水暖房	効率0.86以上		
1.17	給湯	ガス又は石油(灯油)給湯器	種類	効率		
必須設備		潜熱回収型 潜熱回収型 ガス給湯器 石油(灯油)給湯器 又は	潜熱回収型ガス給湯器	熱効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上		
			潜熱回収型 石油(灯油)給湯器	連続給湯効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上		
	計測装置 (省エネナビ)	省エネナビ 分電盤 (補助対象外) 表示器	(財)省エネルギーセンターに省エネナト として登録されているもの			

- ※改修部分の消費エネルギーを25%程度削減すること(20%未満は採択しない)
- ※参加する排出削減事業で必要な高効率給湯器のエネルギーデータの取得・表示等ができること (67ページ参照)

システムNo.	030-D1-既築	
対象住宅	R住宅	

システム	概要	仕様等	
断熱改修	【窓ガラス】+【窓サッシ】	窓ガラス	「窓の断熱性能表示制度」における「4☆(熱質流率:2.33W/㎡・K以下)」又は次世代省エネルギー基準を満たす低放射複層ガラス(Low-Eガラス)
MININGE	※ただし断熱改修面積が住宅延床面積の1/2以上であり、かつ空調する居室を全て改修することが必須。	窓サッシ	「窓の断熱性能表示制度」における「4☆(木製・プラスチック製・木(又はプラスチック)と金属との複合製)」限定

<sup>※</sup>改修部分の消費エネルギーを25%程度削減すること(20%未満は採択しない)

システムNo.	031-D1-既築	
対象住宅	既築	

システムの組合セシステム	概要	仕様等		
	【窓ガラス】(+【窓サッシ】・【ドア】を組合せてもよい) + {【天井または屋根】・【外壁または壁】・【床】の 3部位のうち2部位以上} = 合計3部位以上	窓ガラス	「窓の断熱性能表示制度」における「4☆(熱貫流率:2.33W/㎡・K以下)」又は次世代省エネルギー基準を満たす低放射複層ガラス(Low-Eガラス)	
断熱改修	※ただし断熱改修面積が住宅延床面積の1/2以上であり、かつ空調する居室を全て改修することが必須。	窓サッシ	「窓の断熱性能表示制度」における「4☆(木製・プラスチック製・木(又はプラスチック)と金属との複合製)」限定	
		断熱材	断熱レベルが次世代省 エネルギー基準仕様を 満たすもの(ノンフロン 材に限る)	

<sup>※</sup>改修部分の消費エネルギーを25%程度削減すること(20%未満は採択しない)

システムNo.	032-D1-既築
対象住宅	既築

システム	概要		仕様等
	【窓ガラス】+【窓サッシ】+【天井または屋根】 +【外壁または壁】+【床】+【ドア】	窓ガラス	「窓の断熱性能表示制度」における「4☆(熱貫流率:2.33W/㎡・K以下)」又は次世代省エネルギー基準を満たす低放射複層ガラス(Low-Eガラス)
断熱改修	※ただし断熱改修面積が住宅延床面積の1/2以上であり、かつ空調する居室を全て改修することが必須。	窓サッシ	「窓の断熱性能表示制度」における「4☆(木製・プラスチック製・木(又はプラスチック)と金属との複合製)」限定
		断熱材	断熱レベルが次世代省 エネルギー基準仕様を 満たすもの(ノンフロン 材に限る)

<sup>※</sup>改修部分の消費エネルギーを25%程度削減すること(20%未満は採択しない)

システムNo.	040-D2-既築
対象住宅	既築

# システムの組合せと機器等の仕様

シス	システム 概要図			f.	<b>土様等</b>	
	断熱改修	【窓ガラス】(+【窓サッシ】を組合せてもよい)	窓ガラス		「窓の断熱性能表示制度」 における「4☆(熱貫流率: 2.33W/㎡・K以下)」又は次 世代省エネルギー基準を満 たす低放射複層ガラス (Low-Eガラス)	
	附款以修	※ただし断熱改修面積が住宅延床面積の1/2以上であり、かつ空調する居室を全て改修することが必須。	窓	゙゙゙゙゙゚゚゚゚゙゚゚゙゚゚゙゚゚゚゙゚゚゙゚゚゙゚゚゙゚゚゚゙゚゚゙゚゚゚゙゚゚゙゚゚゚゚	「窓の断熱性能表示制度」 における「4☆(木製・プラス チック製・木(又はプラスチッ ク)と金属との複合製)」限定	
	空調	高効率個別エアコン・温水空調(ヒートポンプ)又はその組み合わせ		エアコン	温水空調(HP)	
必須設備		No.020~023に該当する空調機器及び組合せ  (No.020・・・冷温水式HP空調 No.021・・・地中熱冷温水式HP空調 No.022・・・高効率個別エアコン No.023・・・高効率個別エアコン+温水式HP床 暖房	I a• I b	統一省エネ ラベル4つ星 以上	暖房COP(-1℃):3.0以上 (地中熱利用は3.7以上)	
			П		(地中熱利用は4.0以上)	
			Ш	(省エネ基準 達成率 114%以上)	冷房COP:3.3以上	
			IVa•IVb	※ただし冷房	暖房COP:3.7以上(地中熱	
			V	COP3.3以上	暖房COP:3.7以上(地中熱 利用は4.0以上) 冷房COP:3.3以上	
			VI			
	計測装置 (省エネナビ)	省エネナビ 分電盤 (補助対象外) 表示器	(財)省エネルギーセンターに省エネナビ として登録されているもの			

注)「HP」とはヒートポンプを示す

- ※改修部分の消費エネルギーを25%程度削減すること(20%未満は採択しない)
- <u>※参加する排出削減事業で必要な高効率給湯器のエネルギーデータの取得・表示等ができること</u> (67ページ参照)

 システムNo.	041-D2-既築

既築

7年1の知会は13級四級の11世

対象住宅

	システム	と機器等の仕様 概要図		仁	上様等
		【窓ガラス】(+【窓サッシ】・【ドア】を組合せてもよい) + {【天井または屋根】・【外壁または壁】・【床】の 3部位のうち2部位以上} = 合計3部位以上		<b>ミ</b> ガラス	「窓の断熱性能表示制度」における「4☆(熱貫流率: 2.33W/㎡・K以下)」又は次世代省エネルギー基準を満たす低放射複層ガラス(Low-Eガラス)
	断熱改修			<b>ミ</b> サッシ	「窓の断熱性能表示制度」 における「4☆(木製・プラス チック製・木(又はプラスチッ ク)と金属との複合製)」限定
		※ただし断熱改修面積が住宅延床面積の1/2以上であり、かつ空調する居室を全て改修することが必須。			断熱レベルが次世代省エネルギー基準仕様を満たすもの(ノンフロン材に限る)
必	空調	高効率個別エアコン・温水空調(ヒートポンプ)又はその組み合わせ		エアコン	温水空調(HP)
須設備		Pe調       No.020~023に該当する空調機器及び組合せ         Ve調       No.020・・・冷温水式HP空調No.021・・・地中熱冷温水式HP空調No.022・・・高効率個別エアコンNo.023・・・高効率個別エアコン+温水式HP床暖房	Ia• Ib	 統一省エネ	暖房COP(-1℃):3.0以上 (地中熱利用は3.7以上)
			ш		暖房COP(2℃):3.2以上 (地中熱利用は4.0以上) 冷房COP:3.3以上
			IVa・IVb※ただし冷房VCOP3.3以上VI		暖房COP:3.7以上(地中熱利用は4.0以上) 冷房COP:3.3以上
	計測装置 (省エネナビ)	省エネナビ	(財)省エネルギーセンターに省エネナビ として登録されているもの		

- 注)「HP」とはヒートポンプを示す
- ※改修部分の消費エネルギーを25%程度削減すること(20%未満は採択しない) ※参加する排出削減事業で必要な高効率給湯器のエネルギーデータの取得・表示等ができること (67ページ参照)

システムNo.	042-D2-既築
対象住宅	既築

システムの組合社と機界等の仕様

	システム	と機器等の仕様 概要図	仕様等		
		【窓ガラス】+【窓サッシ】+【天井または屋根】 +【外壁または壁】+【床】+【ドア】 然ただし断熱改修面積が住宅延床面積の1/2以上であり、かつ空調する居室を全て改修することが 必須。		「窓の断熱性能表示制度」 における「4☆(熱貫流率: 2.33W/㎡・K以下)」又は次 世代省エネルギー基準を満 たす低放射複層ガラス (Low-Eガラス)	
	断熱改修			・サッシ	「窓の断熱性能表示制度」 における「4☆(木製・プラス チック製・木(又はプラスチッ ク)と金属との複合製)」限定
			埁	近熱材	断熱レベルが次世代省エネルギー基準仕様を満たすもの(ノンフロン材に限る)
	空調	高効率個別エアコン・温水空調(ヒートポンプ)又はその組み合わせ		エアコン	温水空調(HP)
必須設備		N 000 000) z きた V -	I a• I b		暖房COP(-1℃):3.0以上 (地中熱利用は3.7以上)
		No.020~023に該当する空調機器及び組合せ No.020・・・冷温水式HP空調 No.021・・・地中熱冷温水式HP空調 No.022・・・高効率個別エアコン No.023・・・高効率個別エアコン+温水式HP床 暖房	П	統一省エネ ラベル4つ星 以上 (省エネ基準 達成率 114%以上) ※ただし冷房	(地中熱利用は4.0以上)
			Ш		冷房COP:3.3以上
			<b>I</b> Va• <b>I</b> Vb		IN SOOD OF BUILDING AND A COLUMN AND A COLUM
			V	COP3.3以上	暖房COP:3.7以上(地中熱利用は4.0以上)
			VI		冷房COP:3.3以上
	計測装置 (省エネナビ)	省エネナビ 分電盤 (補助対象外) 表示器	(財)省エネルギーセンターに省エネナヒ として登録されているもの		

注)「HP」とはヒートポンプを示す

- ※改修部分の消費エネルギーを25%程度削減すること(20%未満は採択しない) ※参加する排出削減事業で必要な高効率給湯器のエネルギーデータの取得・表示等ができること (67ページ参照)

システムNo.	043-D3-既築
対象住宅	既築

シス	システムの組合せと機器等の仕様						
	システム	概要図	仕様等				
	断熱改修	【窓ガラス】(+【窓サッシ】を組合せてもよい)	窓ガラス	「窓の断熱性能表示制度」における「4☆(熱貫流率:2.33W/㎡・K以下)」又は次世代省エネルギー基準を満たす低放射複層ガラス(Low-Eガラス)			
		※ただし断熱改修面積が住宅延床面積の1/2以上であり、かつ空調する居室を全て改修することが必須。	窓サッシ	「窓の断熱性能表示制度」における「4☆(木製・プラスチック製・木(又はプラスチック)と金属との複合製)」限定			
		高効率個別エアコン・温水暖房(ヒートポンプ・ガス・石油) 又はその組合せ	エアコン	温水空調 温水暖房 (HP) (ガス・石油)			
必須設備	空調	No.020~025に該当する空調機器及び組 合せ	Ia·Ib	暖房COP(- 1℃):3.0以上 (地中熱利用は 3.7以上)			
		No.020・・・冷温水式HP空調 No.021・・・地中熱冷温水式HP空調 No.022・・・高効率個別エアコン No.023・・・高効率個別エアコン+温水式HP床 暖房	<ul><li>統一省エネラベル4つ基以上 (省エネ基準 達成率 114%以上)</li></ul>	(2°C):3.2以上 (地中熱利用は 4.0以上) 冷房COP:3.3以 ト			
		No.024・・・ガス・石油温水暖房 No.025・・・高効率個別エアコン+ガス・石油温 水暖房	IVa・IVb ※ただし冷原 COP3.3以」				
			VI	<u>_</u>			
	給湯	高効率給湯器	種類	効率			
		を	CO <sub>2</sub> 冷媒HP式 給湯器	APF3.1以上(ただし寒冷地は 3.0以上)			
			潜熱回収型 ガス給湯器	熱効率がトップランナー基準を 達成し、かつ給湯熱効率0.9以 上			
			潜熱回収型 石油(灯油)給湯器	連続給湯効率がトップランナー 基準を達成し、かつ給湯熱効率 0.9以上			
	計測装置(省エネナビ)	省エネナビ 分電盤 (補助対象外)		ギーセンターに省エネナビ 登録されているもの			

注)「HP」とはヒートポンプを示す

※改修部分の消費エネルギーを25%程度削減すること(20%未満は採択しない) ※参加する排出削減事業で必要な高効率給湯器のエネルギーデータの取得・表示等ができること (67ページ参照)

システムNo.	044-D3-既築
対象住宅	既築

# システトの組入みと機関学の仕様

	システム	と機器等の仕様 概要図			仕様等	
		【窓ガラス】(+【窓サッシ】・【ドア】を組合せてもよい) +		<b>ミガラス</b>	「窓の断熱性能表示制度」における「4☆(熱貫流率:2.33W/㎡・K以下)」又は次世代省エネルギー基準を満たす低放射複層ガラス(Low-Eガラス)	
	断熱改修	{【天井または屋根】・【外壁または壁】・【床】の 3部位のうち2部位以上} = 合計3部位以上	忽	<b>ミ</b> サッシ	「窓の断熱性能表ける「4☆(木製・フ木(又はプラスチ複合製)」限定	プラスチック製・
		※ただし断熱改修面積が住宅延床面積の1/2 以上であり、かつ空調する居室を全て改修することが必須。	Þ	断熱材	断熱レベルが次† ギー基準仕様をシ フロン材に限る)	
		高効率個別エアコン・温水暖房(ヒートポンプ・ガス・石油) 又はその組合せ		エアコン	温水空調 (HP)	温水暖房 (ガス・石油)
必須設備	空調	No.020~025に該当する空調機器及び組合せ  ( No.020・・・冷温水式HP空調 No.021・・・地中熱冷温水式HP空調 No.022・・・高効率個別エアコン No.023・・・高効率個別エアコン+温水式HP床暖房 No.024・・・ガス・石油温水暖房 No.025・・・高効率個別エアコン+ガス・石油温水暖房	I a· I b  II  III  IVa·IVb  V	COP3.3以上	暖房COP(- 1℃):3.0以上 (地中熱利用は 3.7以上) 暖房COP (2℃):3.2以上 (地中熱利用は 4.0以上) 冷房COP:3.3以上 (地中熱利用 は4.0以上) 冷房COP:3.3以上	潜熱回収型の 温水ボイラー で効率0.86以 上
	CO2冷媒HP式 潜熱 給湯器 ガス約 名湯器 又は	高効率給湯器	種類		効率	
		CO2 行集HP式 潜熱回収型 潜熱回収型 給湯器 ガス給湯器 石油(灯油)給湯器 又は 又は 又は	CO <sub>2</sub> 冷媒HP式 給湯器 潜熱回収型 ガス給湯器		APF3.1以上(ただし寒冷地は 3.0以上) 熱効率がトップランナー基準を 達成し、かつ給湯熱効率0.9以	
				 Z型	上 連続給湯効率がトップランナー 基準を達成し、かつ給湯熱効率 0.9以上	
	計測装置(省エネナビ)	省エネナビ 分電盤 (補助対象外) 表示器	(財)省エネルギ		(財)省エネルギーセンターに省エネナビ として登録されているもの	

上 注)「HP」とはヒートポンプを示す

- ※改修部分の消費エネルギーを25%程度削減すること(20%未満は採択しない) ※参加する排出削減事業で必要な高効率給湯器のエネルギーデータの取得・表示等ができること (67ページ参照)

システムNo.	045-D3-既築
対象住宅	既築

# システムの組合せと機器等の仕様

	システム	と機器等の仕様 概要図		仕様等
		【窓ガラス】+【窓サッシ】+【天井または屋根】+ 【外壁または壁】+【床】+【ドア】	窓ガラス	「窓の断熱性能表示制度」における「4☆(熱貫流率:2.33W/㎡・K以下)」又は次世代省エネルギー基準を満たす低放射複層ガラス(Low-Eガラス)
	断熱改修	※ただし断熱改修面積が住宅延床面積の1/2以上であり、かつ空調する居室を全て改修することが必須。	窓サッシ	「窓の断熱性能表示制度」における「4☆(木製・プラスチック 製・木(又はプラスチック)と金属との複合製)」限定
			断熱材	断熱レベルが次世代省エネル ギー基準仕様を満たすもの(ノ ンフロン材に限る)
		高効率個別エアコン・温水暖房(ヒートポンプ・ガス・石油) 又はその組合せ	エアコ	ュン 温水空調 温水暖房 (HP) (ガス・石油)
	空調	No.020~025に該当する空調機器及び組	I a• I b	暖房COP(- 1℃):3.0以上 (地中熱利用は 3.7以上)
必須		合せ No.020・・・冷温水式HP空調 No.021・・・地中熱冷温水式HP空調	<ul><li>統一省</li><li>戸ベル4</li><li>以」</li><li>(省エネ</li></ul>	<ul><li>②星 (2℃):3.2以上 潜熱回収型 の温水ボイ</li></ul>
設備		1. 1. 1. 1. 1. 1.	Ⅲ 達成 114%以	率 冷房COP:3.3以 0.86以 b
		/5 No.024・・・ガス・石油温水暖房 No.025・・・高効率個別エアコン+ガス・石油温水	IVa・IVb ※ただし COP3.3	
		暖房	VI	冷房COP: 3.3以 上
		高効率給湯器	 種類	
			CO <sub>2</sub> 冷媒HP式 給湯器	APF3.1以上(ただし寒冷地は 3.0以上)
	給湯	XII TI XII	潜熱回収型 ガス給湯器	熱効率がトップランナー基準を 達成し、かつ給湯熱効率0.9以 上
			潜熱回収型 石油(灯油)給湯器	連続給湯効率がトップランナー 基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上
	計測装置(省エネナビ)	が が電盤 (補助対象外) 表示器	(財)省エネルギーセンターに省エネナヒ として登録されているもの	

注)「HP」とはヒートポンプを示す

<sup>※</sup>改修部分の消費エネルギーを25%程度削減すること(20%未満は採択しない)

<sup>※</sup>参加する排出削減事業で必要な高効率給湯器のエネルギーデータの取得・表示等ができること (67ページ参照)

システムNo.	046-D4-既築
対象住宅	—————————————————————————————————————

# システムの組合社と機界等の仕様

ŕ		と機器等の仕様	l	/
	システム	概要図		仕様等
	断熱改修	【窓ガラス】(+【窓サッシ】を組合せてもよい)	窓ガラス	「窓の断熱性能表示制度」における「4☆(熱貫流率: 2.33W/㎡・K以下)」又は次世代省エネルギー基準を満たす低放射複層ガラス(Low-Eガラス)
必	BIWAND	※ただし断熱改修面積が住宅延床面積の1/2以上であり、かつ空調する居室を全て改修することが必須。	窓サッシ	「窓の断熱性能表示制度」における「4☆(木製・プラスチック製・木(又はプラスチック)と金属との複合製)」限定
□犯		高効率給湯器	種類	効率
須設備	給湯	CO2冷媒HP式 潜熱回収型 潜熱回収型 給湯器 ガス給湯器 石油(灯油)給湯器	CO <sub>2</sub> 冷媒HP式 給湯器	APF3.1以上(ただし寒冷 地は3.0以上)
		給湯器     ガス給湯器     石油(灯油)給湯器       又は     又は	潜熱回収型ガス給湯器	熱効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上
			潜熱回収型 石油(灯油)給湯 器	連続給湯効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上
	計測装置 (省エネナビ)	省エネナビ 分電盤 (補助対象外) 表示器		ーセンターに省エネナビ 録されているもの

注)「HP式」とはヒートポンプ式を示す

※改修部分の消費エネルギーを25%程度削減すること(20%未満は採択しない) ※参加する排出削減事業で必要な高効率給湯器のエネルギーデータの取得・表示等ができること (67ページ参照)

システムNo.	047-D4-既築
対象住宅	既築

	システム	と機器等の仕様 概要図		仕様等
		【窓ガラス】(+【窓サッシ】・【ドア】を組合せてもよい)	窓ガラス	「窓の断熱性能表示制度」 における「4☆(熱貫流率: 2.33W/㎡・K以下)」又は 次世代省エネルギー基準 を満たす低放射複層ガラス(Low-Eガラス)
	断熱改修	+ {【天井または屋根】・【外壁または壁】・【床】の 3部位のうち2部位以上} = 合計3部位以上	窓サッシ	「窓の断熱性能表示制度」 における「4☆(木製・プラス チック製・木(又はプラス チック)と金属との複合 製)」限定
必須設		※ただし断熱改修面積が住宅延床面積の1/2以上であり、かつ空調する居室を全て改修することが必須。	断熱材	断熱レベルが次世代省エネルギー基準仕様を満たすもの(ノンフロン材に限る)
備	給湯	高効率給湯器	種類	効率
		CO2冷媒HP式 潜熱回収型 潜熱回収型 給湯器 ガス給湯器 石油(灯油)給湯器	CO <sub>2</sub> 冷媒HP式 給湯器	APF3.1以上(ただし寒冷 地は3.0以上)
		Zt Zt Zt	潜熱回収型 ガス給湯器	熱効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上
			潜熱回収型 石油(灯油)給湯器	連続給湯効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上
	計測装置(省エネナビ)	省エネナビ 分電盤 (補助対象外) 表示器		ーセンターに省エネナビ 录されているもの

- 注)「HP式」とはヒートポンプ式を示す
- ※改修部分の消費エネルギーを25%程度削減すること(20%未満は採択しない) ※参加する排出削減事業で必要な高効率給湯器のエネルギーデータの取得・表示等ができること (67ページ参照)

システムNo.	048-D4-既築
対象住宅	既築

# システルの知今みと機里学の仕様

		と機器等の仕様		w www.
	システム	概要図		仕様等
		【窓ガラス】+【窓サッシ】+【天井または屋根】+ 【外壁または壁】+【床】+【ドア】	窓ガラス	「窓の断熱性能表示制度」における「4☆(熱貫流率: 2.33W/㎡・K以下)」又は次世代省エネルギー基準を満たす低放射複層ガラス(Low-Eガラス)
	断熱改修	※ただし断熱改修面積が住宅延床面積の1/2以上であり、かつ空調する居室を全て改修することが必須。	窓サッシ	「窓の断熱性能表示制度」 における「4☆(木製・プラス チック製・木(又はプラス チック)と金属との複合 製)」限定
必須			断熱材	断熱レベルが次世代省エネルギー基準仕様を満たすもの(ノンフロン材に限る)
須設	給湯	高効率給湯器	種類	効率
備		CO2冷媒HP式 潜熱回収型 潜熱回収型 給湯器 ガス給湯器 石油(灯油)給湯器	CO <sub>2</sub> 冷媒HP式 給湯器	APF3.1以上(ただし寒冷 地は3.0以上)
		新湯器 ガス給湯器 石油(灯油)給湯器 又は 又は 又は 又は	潜熱回収型 ガス給湯器	熱効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上
			潜熱回収型 石油(灯油)給湯器	連続給湯効率がトップランナー基準を達成し、かつ給湯熱効率0.9以上
	計測装置 (省エネナビ)	省エネナビ 分電盤 (補助対象外) 表示器		ーセンターに省エネナビ 录されているもの

- 注)「HP式」とはヒートポンプ式を示す
- ※改修部分の消費エネルギーを25%程度削減すること(20%未満は採択しない) ※参加する排出削減事業で必要な高効率給湯器のエネルギーデータの取得・表示等ができること (67ページ参照)

# 10. エネルギー計算について

# 消費エネルギー量及び消費エネルギー削減率は、一次エネルギーベースで計算すること。

## 10-1 新築、増築及び改築の場合

(1) 標準消費エネルギー量について

「標準消費エネルギー量」 <表5>を用いてエネルギー計算を行ってください。

(注) ただし、「標準消費エネルギー量」のうち、暖冷房については、次の条件により個々の住宅 の年間暖冷房・給湯負荷を算出し、その値を使用してもよいこととします。

#### • 暖冷房条件

暖冷房空間:熱的境界より内部にある全空間

暖房期間:日平均外気温が15℃以下となるすべての期間

暖房温度:室温18℃以上

冷房期間:1年のうち暖房期間以外の期間

冷房温度:室温27℃以下

• 内部発熱条件

顕熱発熱量:床面積 $1 \text{ m}^2$ 当たり16.7 kJ/hの発熱量で全床面積潜熱発熱量:床面積 $1 \text{ m}^2$ 当たり4.2 kJ/hの発熱量で全床面積

発熱時間:24h/日

# <表5 戸建住宅の標準消費エネルギー量> (一次エネルギー量 単位M J /年・世帯)

	I a· I b地域	Ⅱ地域	Ⅲ地域	IVa∙IVb地域	V地域	VI地域
暖房	66, 190	44, 963	34, 469	18, 711	12, 381	0
冷房	0	204	1, 316	3, 999	4, 057	10, 374
給 湯	14, 913	17, 962	18, 071	16, 892	13, 770	10, 187
照明	10, 867	10, 867	10, 867	10, 867	10, 867	10, 867
その他	29, 639	30, 766	32, 495	32, 640	31, 334	30, 763
合 計	121, 609	104, 762	97, 218	83, 109	72, 409	62, 191

<sup>·</sup>延床面積 125㎡の場合

- ※「標準消費エネルギー量」<表5>は住宅の延床面積が125㎡の値であるため、システム導入住宅の 延床面積に換算してください。
  - 例)延床面積135m2の場合
    - →<u>(当該地域の)標準消費エネルギー量:各用途 × 135(m²)/125(m²)</u>

#### (2) 用途ごとのエネルギー削減量の計算

- 1)暖房(冷房についても基本的に同じ)
  - ① ヒートポンプ機器の一次エネルギー換算

導入する機器がヒートポンプ機器の場合は、一次エネルギー換算を行い、効率を算出してください。計算式は以下の通りです。(ガス機器、石油機器については換算不要です。)

→ ヒートポンプ機器の暖房(又は冷房) COP × 3,600 (kJ/kWh) / 9,760 (kJ/kWh)

※電気の2次エネルギーベースでの熱量換算値:3,600 kJ/kWh

- ※一次エネルギー換算値:9,760 kJ/kWh
- 例) 暖房COP4.0の機器を導入する場合の当該機器の暖房効率
- $\rightarrow$  4.0 × 3,600/9,760 = 1.475 (小数点第四位を四捨五入)

# ※ヒートポンプ機器の暖房COPについては、以下の外気温でのCOP値を用いてください。 $Ia \cdot Ib$ 地域( $-1^{\circ}$ )、 $II \cdot III$ 地域( $2^{\circ}$ )、 $IVa \cdot IVb \cdot V$ 地域( $7^{\circ}$ )

#### ② 複数の機器を導入する場合

性能の異なる複数の機器を導入する場合は、導入する機器の居室の床面積の比率で加重平 均した効率を算出してください。

例) 新設する機器(1)の効率1.475 (25㎡の居室に設置)

機器②の効率1.375 (20㎡の居室に設置)

機器③の効率1.549 (10㎡の居室に設置)

空調面積 55㎡の場合の機器の平均効率

# $\rightarrow$ (1.475×25(m²) + 1.375×20(m²) + 1.549 × 10(m²)) $\angle$ 55(m²) = 1.452

(小数点第四位を四捨五入)

#### ③ 比較効率

「新築における空調機器の比較効率」<表6>を用います。

<表6 新築における空調機器の比較効率>

	I a· I b地域	Ⅱ地域	Ⅲ地域	IVa·IVb地域	V地域	VI地域
暖房		0.8		1. 095 —		
冷房	_			0. 985		

<sup>※</sup>増築及び改築についても表6の値を用いること。

※IVa・IVb・V地域の暖房の比較効率1.095は、ヒートポンプ暖房COP2.97を一次エネルギー換算した値。 ※ガス・石油(灯油)暖房については、0.8を比較効率とする。

※冷房の比較効率0.985はヒートポンプ冷房COP2.67を一次エネルギー換算した値。

#### ④ エネルギー削減量計算

上記①及び②で算出した導入する機器の(平均)効率と、③の比較効率の比でエネルギー削減量を算出してください。

例) IVb地域、システム導入住宅の延床面積が120㎡

当該住宅の暖房居室全てを導入システムで暖房し、導入する機器の平均効率1.452の場合の当該住宅の暖房用エネルギー消費量

- →18,711 (MJ/年·世帯)×120 (m²) /125 (m²) =17,963 (MJ/年·世帯) (小数点以下四捨五入) エネルギー削減量
- →17, 963 (MJ/年·世帯)× (1-1.095/1.452) =4,417 (MJ/年·世帯)

(小数点以下四捨五入)

#### ⑤ 暖房負荷をSMASH等のソフトで計算する場合

計算後の暖房負荷を一次エネルギーに換算することが必要です。

暖房負荷 25,000MJの場合

・IVa・IVb・V地域の場合 比較効率1.095

#### 25, 000 (MJ) $\angle$ 1. 095=22, 831 (MJ)

したがって一次エネルギー消費量は、22,831MJとなります。

• I a • I b • II • III 地域の場合 比較効率 0.8

# 25, 000 (MJ) $\angle$ 0. 8=31, 250 (MJ)

したがって一次エネルギー消費量は、31,250 MJとなります。 以降は前述の④と同様に計算してください。

#### 2) 給湯

# ① 導入する機器の効率

「高効率給湯器のエネルギー係数」 <表7>を用います。

<表7 高効率給湯器のエネルギー係数>

・CO。冷媒HP給湯器のエネルギー係数

	Ιa	Ιb	II	Ш	IVa	IVb	V	VI
APF3.0	1.291	1.200	1.128	1.099	1.083	1.021	0.980	0.814
APF3.1	1.224	1.138	1.072	1.046	1.031	0.974	0.937	0.795
APF3.2	1.164	1.082	1.021	0.998	0.984	0.932	0.898	0.778
APF3.3	1.109	1.032	0.974	0.954	0.941	0.893	0.862	0.761
APF3.4	1.059	0.986	0.932	0.913	0.902	0.857	0.829	0.745
APF3.5	1.014	0.944	0.893	0.876	0.865	0.824	0.798	0.730
APF3.6	0.972	0.905	0.857	0.842	0.832	0.794	0.769	0.715
APF3.7	0.934	0.870	0.824	0.810	0.801	0.765	0.742	0.701

### ・潜熱回収型ガス給湯器のエネルギー係数

	Ιa	Ιb	II	Ш	IVa	IVb	V	VI
Γ	1.12	1.12	1.12	1.13	1.13	1.14	1.14	1.17

・潜熱回収型石油給湯器のエネルギー係数

I	I a	Ιb	II	Ш	IVa	IVb	V	VI
	1.13	1.13		1.13	1.13		1.14	1.15

※上記エネルギー係数は、住宅事業建築主の判断基準(経済産業省・国土交通省告示第二号 平成21年1月30日告示)によります。

※CO2冷媒HP給湯器のAPFが3.8以上の場合は、APF3.7のエネルギー係数を使用して計算してください。(SIIの方で評点等の修正をいたします。)

# ② 比較エネルギー係数

「新築における給湯機器の比較エネルギー係数」<表8>を用います。

<表8 新築における給湯機器の比較エネルギー係数>

Ιa	Ιb	П	Ш	IVa	IVb	V	VI
1.4	1.37	1.34	1.36	1.36	1.36	1.36	1.37

※増築及び改築についても表8の値を用います。

#### ③ エネルギー削減量計算

上記①のエネルギー係数と、②の比較エネルギー係数の比でエネルギー削減量を算出してください。

例)Ⅲ地域でシステム導入住宅の延床面積が130㎡ 潜熱回収型ガス給湯器の場合、 当該住宅の給湯用エネルギー消費量

# →17,962 (MJ/年·世帯) ×130 (m²) /125 (m²) =18,680 (MJ/年·世帯)

(小数点以下四捨五入)

エネルギー削減量

# →18,680 (MJ/年·世帯) × (1-1,12/1,34) =3,067 (MJ/年·世帯)

(小数点以下四捨五入)

- ※暖冷房における効率の計算とは比較する数値が逆になることに注意
- ※新規システム提案において、上記に挙げた高効率給湯器以外の給湯器を提案する場合の エネルギー削減計算については、住宅事業建築主の判断基準(経済産業省・国土交通省 告示第二号 平成21年1月30日告示)等の、実効率を踏まえた公的基準を反映するよう努 めるとともに、システム事前相談時にSIIと協議してください。

#### 3) 照明

施工を伴うもので、かつ家全体の照明容量の1/5以上が補助対象になるものであること。 エネルギー消費効率 (lm/W) と、その容量に占める割合からエネルギー削減量 を算出してください。※ 家全体の照明の内訳を添付すること

例)Ⅲ地域でシステム導入住宅の延床面積が100m<sup>2</sup>

家全体の照明機器の容量が2kWで、以下の内訳の場合

省エネ照明の内訳 90 lm/Wの照明機器計 0.5kW

100 lm/Wの照明機器計 0.7kW

90 lm/W 未満の照明機器計 0.8 kW

当該住宅の照明用エネルギー消費量

→10,867 (MJ/年·世帯) × 100 (m²) / 125 (m²) =8,694 (MJ/年·世帯)

(小数点以下四捨五入)

エネルギー削減量

 $\rightarrow$ 8, 694 (MJ)  $\times$  0. 5 (kW)  $\times$  2 (kW)  $\times$  {1-60 (Im/W)  $\times$  90 (Im/W) }

 $+ 8,694 (MJ) \times 0.7 (kW) / 2 (kW) \times \{1-60 (Im/W) / 100 (Im/W))\} = 1,942 (MJ)$ 

(小数点以下四捨五入)

※エネルギー消費効率の比較効率は、60 lm/Wとします。

#### 4) 換気

ソフト等による計算のほか、**熱交換効率が65%以上の熱交換換気**については、「新築における熱交換換気の暖房エネルギーのみなし削減率表」<表9>を用いてもよいこととします。
※ 暖冷房エネルギーの削減計算は、必ず「換気による削減」→「空調機器による削減」の

順で行ってください。 (例えば換気で20%暖房エネルギーを削減する場合、残り80%の暖房エネルギーに対し、空調機器がどれだけ削減するかを計算してください。)

<表 9 新築における熱交換換気の暖房エネルギーのみなし削減率表>

	I a地域	I b地域	Ⅱ地域	Ⅲ地域	IVa∙IVb地域
全館連続運転	26%	27%	24%	20%	18%
全居室連続運転	_	_	23%	19%	_
部分間欠運転(LDK)	_	_	19%	15%	14%
部分間欠運転(その他居室)	_	_	26%	18%	17%

- ※ 増築及び改築についても表9を用いることができます。
- ※ 当みなし削減率表を使用する場合は、暖房エネルギーにのみ使用してください。
- ※ 上記のみなし表は、住宅事業建築主の判断基準(経済産業省・国土交通省告示第二号 平成21年1月30 日告示)より作成しています。

#### 5) 断熱強化

SMASH等のソフトによるエネルギー計算により算出してください。

※ 暖冷房エネルギーの削減計算は、必ず「断熱強化による削減」→ (換気がある場合) 「換気による削減」→「空調機器による削減」の順で行ってください。

(例えば、断熱強化で25%暖房エネルギーを削減する場合、残り75%の暖房エネルギーに対し、空調機器がどれだけ削減するかを計算してください。)

例) 当該住宅の暖房用エネルギー消費量:17,963(MJ/年・世帯)

断熱強化での暖房エネルギー削減率:25%

換気での暖房エネルギー削減率:21%

空調機器での暖房エネルギー削減率:24% の場合

- <断熱強化での暖房エネルギー削減量>
- →17,963 (MJ/年·世帯)×0.25=4,491 (MJ/年·世帯)・・・① (小数点以下四捨五入)
- <換気での暖房エネルギー削減量>
- →17,963 (MJ/年・世帯)× (1-0.25) )×0.21=2,829 (MJ/年・世帯)・・・②

(小数点以下四捨五入)

- <空調機器での暖房エネルギー削減量>
- $\rightarrow$ 17,963(MJ/年·世帯)× (1-0.25) × (1-0.21) ×0.24
  - =2,554(MJ/年·世帯)・・・③ (小数点以下四捨五入)

したがって暖房エネルギー削減量(合計)

→①+②+③=9,874(MJ/年·世帯)

# (3) 住宅全体のエネルギー削減率の計算

用途ごとに算出したエネルギー削減量の合計を当該住宅の消費エネルギー量(家全体)で除して 算出してください。

例) V地域でシステム導入住宅の延床面積が100m<sup>2</sup>

用途ごとのエネルギー削減量の合計が15,060MJの場合

当該住宅のエネルギー消費量

→72, 409 (MJ/年·世帯) × 100 (m²) / 125 (m²) =57, 927 (MJ/年·世帯)

(小数点以下四捨五入)

エネルギー削減率

 $\rightarrow$ 15, 060 (MJ)  $\nearrow$ 57, 927 (MJ)  $\times$  100=26. 0 (%)

# 10-2 既築の場合

# (1) 一次消費エネルギー量実績値について

一次消費エネルギー量実績値は、直近1年間の電気、ガス及び灯油等の使用実績より、算出してください。

	使用実績		換算値		エネルギー消費量	
電気	○kWh	×	9.76 (MJ/kWh)	$\rightarrow$	a	(MJ)
都市ガス	$\bigcirc m^3$	×	(注 ) (MJ/m³)	$\rightarrow$	Ъ	(MJ)
液化石油ガス (LPG)	Okg	×	50 (MJ/ kg)	$\rightarrow$	С	(MJ)
灯油	○ j ツ トル	×	37 (MJ/"")	$\rightarrow$	d	(MJ)
					<u> </u>	
		全体の	の一次消費エネル	ギー量:	A	(MJ)

※使用実績:電力会社やガス会社等の検針票や請求書等より

※換算値:電気、液化石油ガス (LPG)、灯油は上記によります。 (木炭は29MJ/kg)

# (注)都市ガスの熱量については、当該地区のガス会社に照会、確認してください

<表10 参考:都市ガスの熱量換算値(一部)>

		地域		換算値
			札幌市	$46~\mathrm{MJ/m}^3$
		北海道ガス	函館市	$20~\mathrm{MJ/m}^3$
	北海道		小樽市,千歳市	$15~\mathrm{MJ/m}^3$
		岩見沢ガス	岩見沢市	$20 \text{ MJ/m}^3$
		美唄ガス	美唄市	$100 \mathrm{~MJ/m}^3$
			日立市,所沢市,	45 NAT / 3
		東京ガス	宇都宮市,取手市 等	$45 \text{ MJ/m}^3$
			長野市,甲府市	$43 \text{ MJ/m}^3$
   都市ガス	関東	武州ガス	所沢市	$45~\mathrm{MJ/m}^3$
相加リング		東日本ガス	取手市	$45~\mathrm{MJ/m}^3$
		埼玉ガス深谷市		$43 \text{ MJ/m}^3$
		筑波学園ガス	つくば市	$45~\mathrm{MJ/m}^3$
		大阪ガス	大津市,明石市,	45 N. (1 / 3
	近畿		三田市,播磨町	$45~\mathrm{MJ/m}^3$
		大津市ガス	大津市	$45 \text{ MJ/m}^3$
		久留米ガス	久留米市	$45 \text{ MJ/m}^3$
	九州	筑紫ガス	小郡市,筑紫野市	$45 \text{ MJ/m}^3$
		西部ガス	春日市,那珂川町	$45~\mathrm{MJ/m}^3$

※ガスの熱量については、同じガス会社でも地区によりガスの種類が異なるため、上表を参考に該当地区のガス会社に照会、確認してください。

# (2) 一次消費エネルギー量の用途別割合について

個別の計測器等により、一次消費エネルギー量の用途別使用量を管理している場合を除き、「戸建住宅の標準消費エネルギー量の用途別割合」<表11>を用いて算出してください。

<表11 戸建住宅の標準消費エネルギー量の用途別割合>(単位 %)

	I a· I b地域	Ⅱ地域	Ⅲ地域	IVa∙IVb地域	V地域	VI地域
暖房	54. 4	42. 9	35. 5	22. 5	17. 1	0.0
冷房	0.0	0.2	1. 4	4.8	5. 6	16. 7
給 湯	12. 3	17. 1	18. 6	20. 3	19. 0	16. 4
照明	8. 9	10. 4	11. 2	13. 1	15. 0	17. 5
その他	24. 4	29. 4	33. 3	39. 3	43. 3	49. 4
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### 例) V地域

全体の一次消費エネルギー量が72,000MJ の場合

冷房用エネルギー消費量

→72,000 (MJ) ×5.6 (%) /100 =4,032 (MJ) (小数点以下四捨五入)

#### (3) 用途ごとのエネルギー削減量の計算

#### 1) 断熱改修

断熱改修により、改修する部分の空調負荷(暖冷房の消費エネルギー量)をどれだけ削減できるかを、SMASH等のソフトによる熱負荷計算、もしくはみなし削減率(65~66~~))を用いて算出してください。

改修前の住宅の仕様は、原則として「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」(昭和55年 建設省・通産省告示第1号)(旧省エネ基準)相当とします。 例)窓ガラス・窓サッシ及び外壁と床を断熱改修する場合

断熱改修により改修する部分の空調負荷を50%削減

家全体の延床面積 150m<sup>2</sup>

家全体の暖冷房している床面積(空調面積) 125m<sup>2</sup>

断熱改修する居室の合計床面積 125m<sup>2</sup> の場合

改修後の暖冷房のエネルギー削減量は、

# → (算出した暖冷房エネルギー量:家全体)×125(m²)/125(m²)×0.5

※家全体の延床面積の1/2以上、かつ暖冷房している全ての居室を改修することが必須 要件です。

#### ※既築住宅の開口部の改修における緩和について

「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」(平成21年1月30日国土交通省告示118号一部改正)に準拠し、既築住宅の開口部の改修において、一定割合の小窓についてはエネルギー計算から除外できるものとします。具体的には以下の通り。

#### 〈開口部の改修における小窓の緩和規定〉

当該窓の面積(2つ以上の窓のときはその合計)が断熱改修を行う床面積の合計2%以下になる場合は、当該窓を除いてエネルギー削減計算をすることができる。

例) 断熱改修を行う床面積:合計100㎡

改修しない窓:窓の面積0.88㎡の上下げ窓(2つ)

改修する窓:上記以外の全て の場合

100m<sup>2</sup>×2%=2m<sup>2</sup> (断熱改修を行う床面積の2%)

 $0.88 \,\mathrm{m}^2 \times 2 = 1.76 \,\mathrm{m}^2 < 2 \,\mathrm{m}^2$ 

よって、当該の上下げ窓(2つ)を改修しなくても、それを無視してエネルギー計算を行えばよいこととなります。ただし上記の窓が3つの場合は、

 $0.88 \,\mathrm{m}^2 \times 3 = 2.64 \,\mathrm{m}^2 > 2 \,\mathrm{m}^2$ 

となるため、2つの窓まではエネルギー計算から除けますが、1つの窓についてはエネルギー計算に含めなければなりません。

(注) 「みなし削減率表」(65~66ページ)は、対象エリアの対象部位(この場合窓)を全て改修する場合に使用できるものですが、前者の例(改修しない上下げ窓が2つ)の場合は、緩和規程が適用されますので、使用することができます。しかし、後者の例(改修しない上下げ窓が3つ)においては、緩和規程が適用できないため使用できません。(この場合、最低1つの上下げ窓を改修すれば使用できます。)

#### 2)暖房(冷房についても基本的に同じ)

# ① 導入機器の効率

新築、増築及び改築の場合と同様に、導入する機器がヒートポンプ機器の場合は、一次エネルギー換算を行い、効率を算出します。ガス機器、石油機器については換算は不要です。

#### ② 複数の機器を導入する場合

性能の異なる複数の機器を導入する場合は、新築、増築及び改築の場合と同様に、導入する機器の居室の床面積の比率で加重平均した効率を算出してエネルギー削減量を計算してください。

#### ③ 比較効率

「既築における空調機器の比較効率」 <表12>を用います。

※既存の機器が性能の異なる複数の機器の場合は、②と同じく加重平均で効率を算出してエネルギー削減量を計算してください。

<表12 既築における空調機器の比較効率>

	2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	) @	<del>/ · · ·</del>
III. =	HP暖房	ガス暖房	石油 (灯油) 暖房
暖房	1.095	0. 75	0.8
冷房		0. 985	

※HP (ヒートポンプ) 暖房の比較効率1.095はヒートポンプ暖房COP2.97を一次エネルギー換算した値

※冷房の比較効率0.985はヒートポンプ冷房COP2.67を一次エネルギー換算した値

# ④ エネルギー削減量計算

上記①及び②で算出した導入する機器の(平均)効率と、③の比較(平均)効率の比でエネルギー削減量を算出してください。断熱改修を含むシステムを導入する場合は、必ず「断熱改修による削減」→「空調機器による削減」の順で行ってください。

(例えば断熱改修で40%暖房エネルギーを削減する場合、残り60%の暖房エネルギーに対し、 空調機器がどれだけ削減するかを計算してください。)

#### 例1) 断熱改修を含まないシステムを導入する場合

当該住宅の暖房用エネルギー消費量:17,000MJ

当該住宅の延床面積:120m<sup>2</sup>

暖房している居室の合計床面積:90㎡

補助対象空調機器を導入する居室の合計床面積:50m²

導入する機器の平均効率: 1.452

既存の機器の平均効率:0.923 の場合

補助対象空調機器を導入する居室の合計暖房用エネルギー消費量

# →17,000 (MJ/年·世帯) ×50 (m²) /90 (m²) =9,444 (MJ/年·世帯)

(小数点以下四捨五入)

エネルギー削減量

# →9,444 (MJ/年·世帯)× (1 −0.923/1.452) =3,441 (MJ/年·世帯)

(小数点以下四捨五入)

※補助対象空調機器を導入する居室の合計床面積が住宅の延床面積の1/3以上であることが必須要件です。(この場合、 $50 (m^2) > 40 (m^2) (=120 (m^2)/3)$ )

#### 例2) 断熱改修を含むシステムを導入する場合

断熱改修により、当該住宅の暖房エネルギーを40%削減

当該住宅の暖房用エネルギー消費量:17,000MI

当該住宅の延床面積:120m<sup>2</sup>

暖房している居室の合計床面積:90m²

断熱改修を行う居室の合計床面積:90m²

補助対象空調機器を導入する居室の合計床面積:50m²

導入する機器の平均効率:1.452

既存の機器の平均効率:0.923 の場合

補助対象空調機器を導入する居室の合計暖房用エネルギー消費量

# →17,000 (MJ/年·世帯) × (1-0.4) ×50 (m²) /90 (m²) =5,667 (MJ/年·世帯)

(小数点以下四捨五入)

補助対象空調機器によるエネルギー削減量

# →<u>5</u>, 667 (MJ/年·世帯) × (1 −0. 923/1. 452) =2, 065 (MJ/年·世帯)

(小数点以下四捨五入)

※家全体の延床面積の1/2以上、かつ暖冷房している全ての居室を断熱改修することが 必須要件です。(この場合、 $90(m^2)>60(m^2)(=120(m^2)/2)$ )

# ⑤ 暖房負荷をSMASH等のソフトで計算する場合

新築、増築及び改築の場合と同じ。

#### 2) 給湯

# ① 導入する機器の効率

新築、増築及び改築の場合と同じく「高効率給湯器のエネルギー係数」<表7>を用います。

#### ② 比較エネルギー係数

既築における給湯機器の比較エネルギー係数<表13>を用います。

<表13 既築における給湯機器の比較エネルギー係数>

	I a地域	I b地域	Ⅱ地域	Ⅲ地域	IVa地域	IVb地域	V地域	VI地域
ガス給湯器	1.38	1. 37	1. 37	1. 36	1. 36	1. 36	1. 36	1. 37
石油給湯器 (瞬間式)	1. 40	1. 37	1. 34	1. 33	1. 30	1. 28	1. 27	1. 27
石油給湯器 (瞬間貯湯式)	1. 44	1. 42	1. 38	1. 36	1. 34	1. 32	1. 30	1. 31
電気温水器 (ヒーター式)	3. 57	3. 59	3. 62	3. 61	3. 63	3. 65	3. 67	3. 75

<sup>※</sup>上記エネルギー係数は、住宅事業建築主の判断基準(経済産業省・国土交通省告示第二号 平成21年1月 30日告示)によります。

#### ③ エネルギー削減量計算

上記①のエネルギー係数と、②の比較エネルギー係数の比でエネルギー削減量を算出してください。エネルギー削減量の算出方法は、新築、増築及び改築の場合と同じです。

**3) 照明・換気** (新規システムのみ)

エネルギー削減量の算出方法は、新築、増築及び改築の場合に同じです。

# (4) 改修する部分に於ける全体のエネルギー削減率の計算

用途ごとに算出したエネルギー削減量の合計を、改修する部分に於ける当該住宅の消費エネルギー 量の合計で除して算出してください。

例1)空調+給湯のシステム(断熱改修を含まない)を導入する場合

用途ごとのエネルギー削減量の合計:8,880MJ

当該住宅の暖房用エネルギー消費量:12,000MJ

当該住宅の冷房用エネルギー消費量:3,930MJ

当該住宅の給湯用エネルギー消費量:13.333MJ

暖冷房している居室の合計床面積:90㎡

補助対象空調機器を導入する居室の合計床面積:50m2 の場合

補助対象暖房機器を導入する居室の合計暖房用エネルギー消費量

→12,000 (MJ/年·世帯) ×50 (m²) /90 (m²) =6,667 (MJ/年·世帯) (小数点以下四捨五入)

補助対象冷房機器を導入する居室の合計冷房用エネルギー消費量

→3,930 (MJ/年·世帯)×50 (m²)/90 (m²) =2,183 (MJ/年·世帯)(小数点以下四捨五入)

エネルギー削減率

 $\rightarrow$ 8, 880 (MJ)  $\times$  (6, 667+2, 183+13, 333) (MJ)  $\times$  100=40.0(%)

(小数点第二位を四捨五入)

例2) 断熱改修+空調のシステムを導入する場合

用途ごとのエネルギー削減量の合計:7,040MJ

当該住宅の暖房用エネルギー消費量:12,000MJ

当該住宅の冷房用エネルギー消費量:3,930MI

暖冷房している居室の合計床面積:90㎡

補助対象空調機器を導入する居室の合計床面積:50m2 の場合

エネルギー削減率

→**7,040 (MJ) / (12,000+3,930) (MJ) ×100=44**.2(%) (小数点第二位を四捨五入)

※断熱改修+空調システムの場合、エネルギー削減率を算出するときの分母は、住宅全体の暖冷 房用エネルギー消費量となります。

# 11. 既築住宅の断熱改修による空調エネルギーみなし削減率表

地域毎のみなし削減率は「建築学会15回熱シンポジウム住宅用標準問題の住宅プラン(総2階建て、延べ床面積125.86㎡)」において、対象エリアにて各対象部位を全て旧省エネルギー基準仕様から次世代省エネルギー基準仕様に改修した場合の空調エネルギー削減率を、SMASH(IBE C暖冷房負荷計算プログラム)を用いてシミュレーションし、その結果をもとに設定しています。

(注)本みなし削減率表は、対象エリアにて各対象部位を全て改修した場合のみ使用できます。(例えば1居室に3箇所窓がある場合、3箇所全て改修しない場合は使用できません。(「既築住宅の開口部の改修における緩和について」(61ページ)により、エネルギー計算から除外できる場合を除く。)

Ia、Ib、Ⅱ地域

_	改修部位		改修する	部位(組み	ょ合わせ)		7 4.11% 1.4
改修	範囲	窓	外壁	床	天井	気密	みなし削減率
1							17%
2							4%
3	┪ 豕生体の以修 ▮						23%
4							24%
5							25%
6							40%
7					i		12%
8	部分改修 (居室のみ)				i i		1%
9							14%
10							38%
11							51%

窓 熱貫流率:2.33W/㎡・K以下 (例:プラスチック製サッシ+低放射複層ガラス)

# Ⅲ地域

皿 地域	改修部位			改修する	部位(組み	(合わせ)			
改修範囲		窓1	窓2	外壁	床	天井	i	気密	みなし削減率
1							į		19%
2						; ;	į		29%
3						i i	į		5%
4 家全体	本の改修						i		27%
5									28%
6							ļ		30%
7									40%
8							i		17%
9						<u> </u>	į		26%
10						<u>i i</u>	į		2%
11 垃1	小小女					<u> </u>	į		22%
12	部分改修 (居室のみ)						į		31%
13							į		37%
14							į		48%
15							ł		49%
16							<u> </u>		58%

 窓1
 熱貫流率:4.07W/㎡・K以下 (例:アルミサッシ+低放射複層ガラス)※ガラスのみ交換の場合等

 窓2
 熱貫流率:2.33W/㎡・K以下 (例:プラスチック製サッシ+低放射複層ガラス)

|※改修する部位

Ⅳa、Ⅳb地域

改修部位	I		改修する	郊台 (組ま	(合わせ)		
改修範囲	- 窓1	窓2	外壁	床	大日 おとり 大日 大井 【	気密	みなし削減率
1							16%
2							22%
3							7%
4 家全体の改修							27%
5							28%
6						ļ	31%
7							39%
8							15%
9							21%
10					<u> </u>		3%
11 部分改修					<u> </u>	<u> </u>	21%
12 (居室のみ)							28%
13							35%
14							42%
15							46%
16							53%

窓1	熱貫流率:4.07W/㎡·K以下	(例:アルミサッシ+低放射複層ガラス)※ガラスのみ交換の場合等
窓2	熱貫流率:2.33W/m²·K以下	(例:プラスチック製サッシ+低放射複層ガラス)

# V、Ⅵ地域

	改修部位			改修する	部位(組み	み合わせ)		みなし削減率
改修軍	色囲	窓1	窓2	外壁	床	天井	気密	みなし削減率
1	家全体の改修							15%
2								21%
3								7%
4								25%
5								27%
6								29%
7								37%
8	部分改修 (居室のみ)							14%
9								21%
10								3%
11								20%
12								27%
13								33%
14								40%
15								43%
16								50%

窓1	熱貫流率:4.07W/m³·K以下	(例:アルミサッシ+低放射複層ガラス)※ガラスのみ交換の場合等
窓2	熱貫流率:2.33W/m³·K以下	(例:プラスチック製サッシ+低放射複層ガラス)

※改修する部位

#### 12. 省エネナビシステム

省エネナビシステムは、財団法人省エネルギーセンターに登録されているものを使用してください。

<参考> 省エネルギーセンターの「"省エネナビ"名称使用機器の募集と共同広報のご案内」に関する文章の一部

財団法人省エネルギーセンターでは、平成10年度より「省エネナビ(電力使用料金表示システム)」のモニター(住宅及びビル)を公募して機器を設置、省エネナビの省エネ効果について調査を継続しています。その間、平成11年8月時点で住宅モニター784戸について対前年削減率を集計したところ、平均で20%の省エネが行われていました。使用電力が金額で即時に表示され、省エネ目標と比較して見られることがこうした効果を生んでいます。

この結果を踏まえ、今後の省エネルギー実践行動を促進するツールとして「省エネナビ」の普及を図るため、当センターが調査に用いた「省エネナビ」と同等の機能を持つ機器システムの販売名(の一部)に省エネナビという名称を使っていただくことをお勧めしています。省エネナビとして登録した機器システムは、当センターのホームページなどで共同広報を行います。

現在の登録状況及び機器の登録に関する問い合わせは、省エネルギーセンターまで直接お問い合わせください。省エネナビに関する情報は、省エネルギーセンターのホームページにて公開されています。

<問い合わせ先>

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-19-9

財団法人省エネルギーセンター 省エネ機器普及本部 機器普及総括部

TEL: 03-5543-3013 FAX: 03-5543-3887 URL: http://www.eccj.or.jp/navi/index.html

# 13. 高効率給湯器のエネルギー使用量の取得・表示について

高効率給湯器に係る補助事業を行う補助事業者のうち、国が運営委託する国内クレジット制度に基づく排出削減事業(グリーン・リンケージ倶楽部(高効率給湯器))に参加する意思を表明する場合は、補助を受ける高効率給湯器のエネルギー使用量(エネルギー源が電力の場合はkWh、ガスの場合はm³(注1)、灯油(石油)の場合は1)のデータを1年間保有し、そのデータを表示確認できる(注2)省エネナビ又は高効率給湯器のリモコン等の設置(注3)及びエネルギー使用量の報告等が必要になります。

地方公共団体又は民間団体等が運営・管理するその他の排出削減事業に参加する場合は、参加する排 出削減事業に必要なデータやその取得方法について、申込前に排出削減事業実施者と調整を行ってくだ さい。

- 注1 m<sup>3</sup>でエネルギー使用量が確認できない場合は、kgでも可。
- 注2 過去1年分の高効率給湯器のエネルギー使用量がモニター等で表示確認可能であること。
- 注3 省エネナビ及び、高効率給湯器のリモコン等の設置に対する補助対象費用に関しては、作成要 領71~72ページを参照ください。排出削減事業への参加に伴っての、省エネナビ又は高効率給 湯器のリモコンに対する補助対象の変更はありません。

#### 14. 追加的節電対策について

本年度においては、目下の深刻な電力不足に対応し、定型システム、又は新規システムの導入による補助を受けることを前提に、暖房、冷房、給湯、照明、その他におけるそれぞれの消費電力を、10%以上削減できるとSIIが認める節電対策に対し、その節電に必要な機器及び工事の費用も補助の対象に加えます。ただし、以下は節電対策の補助の対象外となります。

- ・機器の導入を伴わないもの(日射遮蔽ブラインドなど)
- ・既に定型システムに含まれる機器・設備(20ページ、表2参照)
- ・定型システムには含まれないが、新規システムとして採択すべきと判断される機器・設備
- ・テレビ、冷蔵庫などの家電製品
- ・太陽光発電などの創工ネ機器・設備

具体例としては、電球形LEDランプは追加的節電対策の補助対象とします。

その他の機器での節電については、事前にSIIに「追加的節電対策相談票」(様式自由)をFAXにて送付ください。

# 相談期間:平成23年5月30日~平成23年6月10日(左記期間外の相談は不可)

FAX送付先:一般社団法人 環境共創イニシアチブ (SII)

審査第2グループ 住宅担当 苫米地、市川 宛

FAX: 03-5610-9761

※FAXの番号を間違えないようくれぐれもご注意ください。

※FAXを送付して休日・祝日を除く3日以内にSIIから連絡がない場合は、お問い合せください。

#### 14-1 電球形LEDランプの性能基準

S-JET認証を取得していること。

※S-JETを取得していても、直管形LEDランプなどの電球形LEDランプ以外のLEDは補助の対象外となります。

# 14-2 電球形LEDランプでの消費電力削減率の計算方法

#### (1)新築、増築及び改築の場合

計算式は以下によります。なお、導入する電球形LEDランプと同様の明るさの白熱電球のW数の算出は、電球形LEDランプのルーメン(lm)を元に、電球形LEDランプW数から白熱電球W数への換算表<表14>及び、小形電球形LEDランプW数から白熱電球W数への換算表<表15>を用いて行ってください。

- ・今回導入する照明器具のW数の合計(a)
- ・電球形LEDランプのW数と、電球形LEDランプのW数を白熱電球のW数に換算したW数の 差分の合計(b)
- ・消費電力の削減率 (%) = (b) ÷ {(a) + (b)} × 100 ≧ 10%

<表14 電球形LEDランプのW数から白熱電球のW数への換算表>

LEDランプの定格初光束 (lm)	自熱電球のW数	
170~	20W形相当	
325~	30W形相当	
485~	40W形相当	
640~	50W形相当	
810~	60W形相当	
1,160~	80W形相当	
1,520~	100W形相当	
2,400~	150W形相当	
3,330∼	200W形相当	

<表15 小型電球形LEDランプのW数から白熱電球のW数への換算表>

	22 - 1 1111 - 1 22 2 2 2 1 1
LEDランプの定格初光束 (lm)	白熱電球の相当W数
230~	25W形相当
440~	40W形相当
600~	50W形相当
760~	60W形相当
1,000∼	75W形相当
1,430~	100W形相当

# (2) 既築の場合

計算式は以下によります。

- ・住宅全体の改修後の照明器具のW数の合計(a)
- ・今回導入する電球形LEDランプのW数と、今回導入する電球形LEDランプで代替する既存の 照明器具のW数の差分の合計(b)
- ・消費電力の削減率 (%) = (b) ÷ {(a) + (b)} × 100 ≧ 10%

# 14-3 補助対象費用

・設備費:電球形LEDランプ及び、照明器具等の設備の購入費用

(一部補助対象外となる場合あり)

・工事費:上記の設備と一体不可分な取付工事に係る費用

(一部補助対象外となる場合あり)

# 15. 住宅所在地地域区分

住宅事業建築主の判断基準(経済産業省・国土交通省告示第二号 平成21年1月30日告示)による地域区分

地域の区分	都道府県名				
Ia, Ib	北海道				
П	青森県、岩手県、秋田県				
Ш	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県				
IVa, IVb	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、				
	山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、				
	奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、				
	愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県				
V	宮崎県、鹿児島県				
VI	沖縄県				

- 1 前述の都道府県別地域区分の詳細は以下のとおりとする。
- (1) 前述の都道府県別地域区分のうち、Iaについては、次の市町村とする。

北海道 旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別村、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、伊達市(旧大滝村に限る。)、むかわ町(旧穂別町に限る。)日高町(旧日高町に限る。)、平取町、新ひだか町(旧静内町に限る。)、音更町、士幌町、上土幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

(2) 前述の都道府県別地域区分のうち、Ibについては、次の市町村とする。

北海道 札幌市、函館市(旧函館市を除く。)千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市(旧伊達市に限る。)岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苫小牧市、美唄市、北広島市、留萌市、八雲町(旧八雲町に限る。)森町、せたな町(旧瀬棚町に限る。)、日高町(旧門別町に限る。)洞爺湖町、むかわ町(旧鵡川町に限る。)、安平町、新ひだか町、(旧三石町に限る。)、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、歌志内市、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、七飯町、上砂川町、奈井江町、南幌町、神恵内村、泊村、古平町、長万部町、黒松内町、清水町、新冠町、今金町、新篠津村、当別町、積丹町、増毛町、初山別村、白老町、えりも町、厚真町、壮瞥町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町

(3) 前述の都道府県別地域区分のうち、IVa については、次の市町村とする。

茨城県 水戸市、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町に限る。)、つくばみらい市、つくば市、 ひたちなか市、稲敷市、下妻市、笠間市(旧岩間町を除く。)、牛久市、結城市、古河市、 行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市(旧玉里村に限る。)、常総市、 常陸太田市、常陸大宮市(旧美和村を除く。)、筑西市(旧開城町に限る。)、 土浦市(旧土浦市に限る。) 那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎市、阿見町、 河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町

群馬県 前橋市、みどり市(旧東村を除く。)安中市(旧安中市に限る。)伊勢崎市、甘楽町、 館林市、桐生市(旧黒保根村を除く。)、高崎市(旧倉渕村を除く。)、 渋川市(旧赤城村、旧小野上村を除く。)太田市、藤岡市、富岡市、玉村町、富士見村、 吉井町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町

埼玉県 さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、 熊谷市(旧熊谷市を除く。)、幸手市、行田市(旧行田市に限る。)、鴻巣市、坂戸市、 志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、秩父市(旧大滝村を除く。)、 鶴ケ島市、日高市、入間市、飯能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、 上里町、神川町、美里町、寄居町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、(旧小鹿野町に限る。)、 長瀞町、東秩父村、宮代町、菖蒲町、白岡町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、 滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、栗橋町、杉戸町、鷲宮町、騎西町、 大利根町、北川辺町、伊奈町

千葉県 野田市、香取市(旧佐原市に限る。)、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、 酒々井町、富里町、印旛村、白井町、本埜村、栄町、神崎町

東京都 八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、 清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村

神奈川県 清川村、秦野市、相模原市(旧相模原市を除く。)、開成町、山北町、松田町、大井町、 南足柄市

富山県高岡市、黒部市(旧黒部市に限る。)、射水市、砺波市、<br/>南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村を除く。)、<br/>富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村を除く。)、<br/>魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町

石川県 かほく市、志賀町、宝達志水町、加賀市、中能登町、七尾市、能美市、 白山市(旧松任市、旧美川町、旧吉野谷村、旧尾ロ村、旧白峰村を除く。)、能登町、 輪島市、小松市、珠洲市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町

福井県 福井市(旧福井市、旧美山町に限る。)、あわら市、あおい町、越前市、永平寺町、池田町、坂井市、鯖江市、若狭町、勝山市、小浜市、高浜町、大野市(旧大野市に限る。)、 越前町(旧朝日町、旧宮崎村に限る。)、南越前町(旧河野村を除く。) 山梨県 山梨市(旧三富村を除く。)、甲州市、甲斐市、甲府市(旧上九一色村を除く。)、 上野原市、市川三郷町、中央市、笛吹市(旧芦川村を除く。)、南アルプス市、身延町、 南部町(旧富沢町を除く。)、北杜市(旧明野村に限る。)、大月市、韮崎市、増穂町、 鰍沢町、早川町、昭和町、道志村

岐阜県 山県市、恵那市(旧串原村、旧上矢作町を除く。)、本巣市(旧根尾村に限る。)、 郡上市(旧美並村に限る。)、下呂市(旧金山町に限る。)、揖斐川町(旧揖斐川町を除く。)、 中津川市(旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村に限る。)、関市、可児市、多治見市、 大垣市(上石津町に限る。)、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、 安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町

静岡県 川根本町、浜松市(旧水窪町に限る。)、御殿場市、小山町

愛知県 豊田市(旧稲武町を除く。)、設楽町、豊根村、東栄町

三重県 伊賀市、亀山市(旧関町に限る。)、松阪市(旧飯南町、旧飯高町に限る。)、 津市(旧美杉村に限る。)、名張市

滋賀県 大津市(旧志賀町に限る。)、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、 草津市、守山市、栗東市、安土市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、 豊郷町、甲良町、多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町

京都市 (旧京北町に限る。)、京丹後市 (旧大宮町、旧久美浜町に限る。)、南丹市、福知山市、木津川市、与謝野町、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井出町、宇治田原町、笠置町、和東町、精華町、南山城村

大阪府 堺市(旧美原町に限る。)、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、 羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村

兵庫県 姫路市(旧姫路市、旧家島町を除く。)、豊岡市(旧竹野町を除く。)、 養父市(旧関宮町を除く。)、たつの市(旧龍野市、旧新宮町に限る。)、丹波市、朝来市、 加東市、三木市(旧吉川町に限る。)、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、 多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町

奈良県 奈良市(旧都祁村を除く。)、宇陀市(旧室生村を除く。)、葛城市、 五條市(旧大塔村を除く。)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、 香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、 高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、 黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

和歌山県 橋本市、田辺市(旧龍神村、旧本宮町に限る。)、かつらぎ町(旧かつらぎ町に限る。)、 有田川町(旧清水町に限る。)、九度山町

鳥取県 鳥取市(旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町を除く。)、倉吉市(旧倉吉市に限る。)、 八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町 島根県 松江市(旧八雲村、旧玉湯町に限る。)、出雲市(旧佐田町に限る。)、安来市、

江津市(旧桜江町に限る。)、浜田市(旧浜田市、旧三隅町を除く。)、雲南市、

益田市(旧益田市を除く。)、美郷町(旧邑智町に限る。)、邑南町(旧石見町に限る。)、

吉賀町、津和野町、東出雲町、川本町

岡山県岡山市(旧岡山市、旧灘崎町を除く。)、備前市、美作市、井原市、

高梁市(旧備中町を除く。)、真庭市(旧落合町、旧久世町に限る。)、赤磐市、

津山市(旧阿波村を除く。)、吉備中央町、久米南町、美咲町、西栗倉村、勝央町、

奈義町、鏡野町 (旧鏡野町に限る。)、和気町

広島県 広島市(旧湯来町に限る。)、三原市(旧大和町、旧久井町に限る。)、

三次市(旧三次市、旧三和町に限る。)、

安芸高田市(旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る。)、

東広島市(旧黒瀬町、旧安芸津町を除く。)、尾道市(旧御調町に限る。)、

府中市(旧府中市に限る。)、福山市(旧神辺町、旧新市町に限る。)、

安芸太田町(旧加計町に限る。)、北広島町(旧豊平町に限る。)、

世羅町(旧世羅西町に限る。)

山口県 下関市(旧豊田町に限る。)、岩国市(旧由宇町を除く。)、周南市(旧鹿野町に限る。)

萩市(旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る。)、美祢市、阿東町

徳島県 三好市(旧東祖谷山村を除く。)、美馬市(旧木屋平村に限る。)、東みよし町、

那賀町(旧木沢村、旧木頭村に限る。)、つるぎ町(旧貞光町を除く。)

愛媛県 新居浜市(旧別子山村に限る。)、西予市(旧城川町に限る。)、大洲市(旧河辺村に限る。)、

砥部町(旧広田村に限る。)、内子町、久万高原町、鬼北町

高知県 いの町 (旧吾北村に限る。)、仁淀川町、津野町 (旧東津野村に限る。)、本山町、大豊町、

土佐町、大川村、越知町、梼原町

福岡県 矢部村

長崎県 雲仙市 (旧小浜町に限る。)

熊本県阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町

大分県 大分市(旧野津原町に限る。)、宇佐市(旧宇佐市を除く。)、杵筑市(旧山香市に限る。)、

佐伯市(旧字目町に限る。)、竹田市、日田市(旧日田市を除く。)、

豊後大野市(旧緒方町、旧朝地町に限る。)、由布市(旧挟間町を除く。)、日出町、

九重町、玖珠町

(4) 前述の都道府県別地域区分のうち、IVbについては、次の市区町村とする。

茨城県 鹿嶋市、神栖市(旧神栖町に限る。)、潮来市

群馬県 千代田町

埼玉県 越谷市、吉川市、熊谷市(旧熊谷市に限る。)、戸田市、行田市(旧南河原村に限る。) 三郷市、川口市、草加市、朝霞市、八潮市、鳩ケ谷市、和光市、蕨市、松伏町

千葉県 いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市(旧佐原市を除く。)、山武市、横芝光町、千葉市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

東京都 23区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市

神奈川県 愛川町、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、横浜市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、 寒川町、座間市、葉山町、三浦市、小田原市、逗子市、川崎市、 相模原市(旧相模原市に限る。)、真鶴町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、 二宮町、藤沢市、平塚市

石川県 白山市(旧松任市、旧美川町に限る。)、金沢市、野々市町

福井県 福井市 (旧福井市、旧美川町を除く。)、美浜町、越前町 (旧朝日町、旧宮崎村を除く。)、 南越前町 (旧河野村に限る。)、敦賀市

山梨県 南部町(旧富沢町に限る。)

| 岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市(旧根尾村を除く。)、揖斐川町(旧揖斐川町に限る。)、 海津市、大垣市(旧上石津町を除く。)、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、 輪之内町、大野町、池田町、北方町

静岡県 静岡市、伊豆の国市、伊豆市、西伊豆町(旧賀茂村に限る。)、掛川市、菊川市、沼津市、焼津市、袋井市、島田市、藤枝市、磐田市、浜松市(旧水窪町を除く。)、富士市、牧之原市、三島市、富士宮市、伊東市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南市、清水町、長泉町、芝川町、吉田町、森町、新居町

愛知県 名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋市、弥富市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町、豊山町、春日町、大口町、挟桑町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、三好町、小坂井町

三重県 いなべ市、伊勢市、亀山市(旧亀山市に限る。)、熊野市(旧紀和町に限る。)、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市(旧飯南町、旧飯高町を除く。)、多気町、大台町、津市(旧美杉村を除く。)、大紀町、南伊勢町、紀北町、鈴鹿市、鳥羽市、木曽岬町、東員町、菰野市、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町

滋賀県 大津市(旧大津市に限る。)

京都府 京都市(旧京都市に限る。)、京丹後市(旧大宮町、旧久美浜町を除く。)、宇治市、 向日市、長岡京市、久御山市、伊根町

大阪市、堺市(旧堺市に限る。)、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

兵庫県 神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、 川西市、小野市、加西市、姫路市(旧姫路市、旧家島町に限る。)、 たつの市(旧揖保川町、旧御津町に限る。)三木市(旧三木市に限る。)、洲本市、 淡路市、南あわじ市、豊岡市(旧竹野町に限る。)、香美町(旧香住町に限る。)、 稲美町、播磨町、太子町

和歌山県 和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市(旧熊野川町に限る。)、 田辺市(旧龍神村、旧本宮町を除く。)、みなべ町、日高川町、有田川町(旧清水町を除く。)、 紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村

鳥取県 鳥取市(旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。)米子市、境港市、日吉津村、 湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町

島根県 松江市(旧八雲村、旧玉湯町を除く。)、出雲市(旧佐田町を除く。) 浜田市(旧浜田市、旧三隅町に限る。)、大田市、益田市(旧益田市に限る。)、 江津市(旧江津市に限る。) 隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村、菱川町

岡山県 岡山市 (旧岡山市、旧灘崎町に限る。) 倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、 浅口市、矢掛町、里庄町、早島町

広島県 広島市(旧広島市に限る。)、呉市、江田島市、三原市(旧大和市、旧久井町を除く。)、 大竹市、竹原市、東広島市(旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。)、 廿日市市(旧佐伯町、旧吉和町を除く。)、尾道市(旧御調町を除く。)、 福山市(旧神辺町、旧新市町を除く。)、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町

山口県 山口市、宇部市、下関市(旧豊田町、旧下関市を除く。)、岩国市(旧由宇町に限る。)、 光市、山陽小野田市、周南市(旧鹿野町を除く。)、周防大島町、長門市、 萩市(旧川上村、旧むつみ村、旧旭村を除く。)、柳井市、防府市、下松市、和木町、 上関町、田布施町、平生町、阿武町 徳島県 徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市(旧木屋平村を除く。)、 那賀町(旧木沢村、旧木頭村を除く。)、つるぎ町(旧貞光町に限る。)、勝浦町、上勝町、 佐那河内村、石井町、神山町、牟岐町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町

香川県 高松市、さぬき市、観音寺市、丸亀市、三豊市、東かがわ市、坂出市、善通寺市、綾川町、 小豆島町、まんのう町、土庄町、三木町、直島町、宇多津町、琴平町、多度津町

愛媛県 松山市、新居浜市(旧別子山村を除く。)、今治市、西条市、西予市(旧城川町を除く。)、 大洲市(旧河辺村を除く。)、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、 宇和島市(旧津島町を除く。)、砥部町(旧砥部町に限る。)、上島町、 伊方町(旧伊方町に限る。)、松前町、松野町

高知県 高知市(旧鏡村、旧土佐山村に限る。)、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、 津野町(旧葉山村に限る。)、黒潮町(旧佐賀町に限る。)、佐川町、日高村

福岡県福岡市(博多区、中央区、南区、城南区を除く。)、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、前原市、古賀市、みやこ町、上毛町、筑上町、筑前町、東峰村、福智町、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、二丈町、志摩町、大刀洗町、大木町、黒木町、立花町、広川町、星野村、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、苅田市、吉富町

佐賀県 佐賀市、嬉野市、小城市、神埼市、唐津市、武雄市、鳥栖市、多久市、伊万里市、 鹿島市、白石町、みやき町、吉野ヶ里町、有田町、基山町、上峰町、玄海町、 大町町、江北町、太良町

長崎県 壱岐市、雲仙市(旧小浜町を除く。)、松浦市、対馬市、島原市(旧有明町に限る。)、 南島原市(旧加津佐町に限る。)、諫早市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、大村市

熊本県 熊本市、合志市、山鹿市、天草市(旧五和町、旧有明町に限る。)、 上天草市(旧松島町に限る。)、宇城市(旧三角町を除く。)、菊池市、玉名市、 八代市(旧坂本村、旧東陽村、旧泉村に限る。)、人吉市、荒尾市、宇土市、城南町、 美里町、あさぎり町、和水町、氷川町、玉東町、南関町、長洲町、植木町、大津町、 菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、 相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町

大分県 大分市(旧野津原町を除く。)、宇佐市(旧宇佐市に限る。)、臼杵市、 杵築市(旧山香町を除く。)、国東市、 佐伯市(旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧直川村に限る。)、中津市、 日田市(旧日田市に限る。)、豊後高田市、豊後大野市(旧緒方町、旧朝地町を除く。)、 由布市(旧挟間町に限る。)、別府市、津久見市、姫島村

- 2 次の市町村にあっては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、次のとおりの区分とする。
- (1) 次の市町村にあっては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、 Ib地域に区分されるものとする。
- 青森県 十和田市 (旧十和田湖町に限る。)、七戸町 (旧七戸町に限る。)、田子町
- (2) 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅱ地域に区分されるものとする。
- 北海道 函館市(旧函館市に限る。)、松前町、福島町、知内町、木古内町、 八雲町(旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、 せたな町(旧瀬棚町を除く。)、島牧村、寿都町
- 宮城県 栗原市 (旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。)
- 山形県 米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、 大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
- 福島県 会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、須賀川市(旧長沼町に限る。)、 喜多方市(旧塩川町を除く。)、田村市(旧都路村を除く。)、大玉村、天栄村、下郷町、 檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、 金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村
- 栃木県 日光市(旧今市市を除く。)、那須塩原市(旧塩原町に限る。)
- 群馬県 沼田市(旧沼田市を除く。)、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、 みなかみ町(旧水上町に限る。)
- 新潟県十日町市(旧中里村に限る。)、魚沼市(旧入広瀬村に限る。)、津南町
- 山梨県 富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る。)、西桂町、忍野村、山中湖村、 富士河口湖町(旧河口湖町に限る。)
- 長野県 長野市(旧長野市、旧大岡村を除く。)、松本市(旧松本市、旧四賀村を除く。)、 上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く。)、 駒ヶ根市、中野市(旧中野市に限る。)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、 千曲市(旧更埴市に限る。)、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、 佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、 南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合村に限る。)、平谷村、下條村、上松町、木祖村、 木曽町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、 山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町
- 岐阜県 高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村

(3) 次の市町村にあっては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、Ⅲ地域に区分されるものとする。

青森県青森市(旧青森市に限る。)、深浦町

岩手県 宮古市(旧新里村を除く。)、大船渡市、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。)、 陸前高田市、釜石市、平泉町

秋田県 秋田市(旧河辺町を除く。)、能代市(旧能代市に限る。)、男鹿市、 由利本荘市(東由利町を除く。)、潟上市、にかほ市、三種町(旧琴丘町を除く。)、 八峰町、大潟村

茨城県 土浦市(旧新治村に限る。)、石岡市、常陸大宮市(旧美和村に限る。)、 笠間市(旧岩間町に限る。)、筑西市(旧関城町を除く。)、 かすみがうら市(旧千代田町に限る。)、桜川市、小美玉市(旧玉里村を除く。)、大子町

群馬県 高崎市(倉渕村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市(旧沼田市に限る。)、 渋川市(旧小野上村、旧赤城村に限る。)、安中市(旧松井田町に限る。)、 みどり市(旧東村(勢多郡)に限る。)、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、 高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町(旧水上町を除く。)

埼玉県 秩父市(旧大滝村に限る。)、小鹿野町(旧両神村に限る。)

東京都 奥多摩町

富山県 富山市 (旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。)、黒部市 (旧宇奈月町に限る。)、 南砺市 (旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。)、上市町、立山町

石川県 白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。)

福井県 大野市(旧和泉村に限る。)

山梨県 甲府市(旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市(旧三富村に限る。)、 北杜市(旧明野村、旧小淵沢町を除く。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、鳴沢村、 富士河口湖町(旧河口湖町を除く。)、小菅村、丹波山村

| 岐阜県 中津川市(旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村を除く。)、 恵那市(旧串原村、上矢作町に限る。)、飛騨市(旧宮川村、旧神岡町に限る。)、 郡上市(旧美並村を除く。)、下呂市(旧金山町を除く。)、東白川村

愛知県 豊田市 (旧稲武町に限る。)

兵庫県養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧香住町を除く。)

奈良県 奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、生駒市、 宇陀市(旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村

和歌山県 かつらぎ町(旧花園村に限る。)、高野町

鳥取県 倉吉市(旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町

島根県 奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る。)、邑南町(旧石見町を除く。)

岡山県 津山市 (旧阿波村に限る。)、高梁市 (旧備中町に限る。)、新見市、 真庭市 (旧落合町、旧久世町を除く。)、新庄村、鏡野町 (旧鏡野町を除く。)

広島市 府中市(旧上下町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く。)、庄原市、 廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、 安芸高田市(旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町(旧加計町を除く。)、 北広島町(旧豊平町を除く。)、世羅町(旧世羅西町を除く。)、神石高原町

徳島県 三好市(旧東祖谷山村に限る。)

高知県 いの町(旧本川村に限る。)

(4) 次の市町村にあっては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、IVa 地域に区分されるものとする。

福島県いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町

栃木県 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、 さくら市(旧氏家町に限る。)、那須烏山市、下野市、上三川町、西方町、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町

新潟県 新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。)、 三条市(旧下田村を除く。)、柏崎市(旧高柳町を除く。)、新発田市、見附市、 村上市(旧朝日村を除く。)、燕市、糸魚川市、 上越市(旧上越市、旧村崎市、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限 る。)、阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。)、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、 出雲崎町、刈羽村、粟島浦村

長野県 阿智村(旧清内路村に限る。) 大鹿村

宮崎県 椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町

(5) 次の市町村にあっては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、IVb 地域に区分されるものとする。

宮崎県 都城市(旧山之口町、旧高城町を除く。)、延岡市(旧北方町に限る。)、小林市、えびの市、 高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町

鹿児島県 伊佐市、曽於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、曽於市、 さつま町、湧水町 (6) 次の市区町村にあっては、前述の都道府県別地域区分にかかわらず、V地域に区分されるものとする。

茨城県神栖市(旧波崎町に限る。)

千葉県 銚子市

東京都大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

静岡県熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町(旧西伊豆町に限る。)

三重県 尾鷲市、熊野市(旧熊野市に限る。)、御浜町、紀宝町

和歌山県 御坊市、新宮市(旧新宮市に限る。)、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、 すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町

山口県 下関市(旧下関市に限る。)

愛媛県宇和島市(旧津島町に限る。)、伊方町(旧伊方町を除く。)、愛南町

高知県 高知市(旧高知市、旧春野町に限る。)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、 宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、 芸西村、いの町(旧伊野町に限る。)、大月町、三原村、黒潮町(旧大方町に限る。)

福岡県 福岡市:博多区、中央区、南区、城南区

長崎県 長崎市、佐世保市、島原市(旧島原市に限る。)、平戸市、五島市、西海市、 南島原市(旧加津佐町を除く。)、長与町、時津町、小値賀町、江迎町、鹿町町、 佐々町、新上五島町

熊本県 八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、上天草市(旧松島町を除く。)、 宇城市(旧三角町に限る。)、天草市(旧有明町、旧五和町を除く。)、 芦北町、津奈木町

大分県 佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見市、旧米水津村、旧蒲江町に限る。)

# 備考

この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、 括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。